

令和元年 9 月

江南市議会建設産業委員会会議録

9 月 12 日

議 題

- 議案第60号 江南市中小企業振興基本条例の制定について
- 議案第70号 江南市手数料条例の一部改正について
- 議案第71号 江南市下水道条例等の一部改正について
- 議案第72号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- 議案第73号 江南市水道事業給水条例等の一部改正について
- 議案第80号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7号）
第1条 歳入歳出予算の補正のうち
経済環境部
の所管に属する歳入歳出
都市整備部
水道部
の所管に属する歳出
第2条 継続費の補正のうち
農業振興地域整備計画改定事業
第4条 地方債の補正のうち
震災対策農業水利施設整備事業
- 議案第82号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第84号 平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち
経済環境部
都市整備部
水道部
の所管に属する歳入歳出
- 議案第86号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議案第87号 平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特

別会計歳入歳出決算認定について
議案第90号 平成30年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について

行政視察について
常任委員会の研修会について
市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

| | | | |
|-----|-------|------|--------|
| 委員長 | 中野裕二君 | 副委員長 | 片山裕之君 |
| 委員 | 鈴木貢君 | 委員 | 宮地友治君 |
| 委員 | 堀元君 | 委員 | 掛布まち子君 |
| 委員 | 田村徳周君 | | |

欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

| | | | |
|----|-------|-----|-------|
| 議長 | 稲山明敏君 | 副議長 | 伊藤吉弘君 |
| 議員 | 河合正猛君 | 議員 | 古池勝英君 |
| 議員 | 三輪陽子君 | 議員 | 大藪豊数君 |
| 議員 | 石原資泰君 | 議員 | 長尾光春君 |

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

| | | | |
|------|-------|------|-------|
| 事務局長 | 松本朋彦君 | 議事課長 | 石黒稔通君 |
| 主任 | 前田裕地君 | | |

説明のため出席した者の職、氏名

| | |
|---------------------------|-------|
| 市長 | 澤田和延君 |
| 経済環境部長 | 武田篤司君 |
| 都市整備部長兼危機管理監 | 野田憲一君 |
| 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 | 古田義幸君 |

| | |
|-------------------|-----------|
| 商工観光課長 | 山 田 順 一 君 |
| 商工観光課主幹 | 横 山 敦 也 君 |
| 商工観光課副主幹 | 駒 田 直 人 君 |
| 農政課長 | 菱 川 秀 之 君 |
| 農政課副主幹 | 青 山 裕 泰 君 |
| 環境課長 | 阿 部 一 郎 君 |
| 環境課主幹 | 牛 尾 和 司 君 |
| 環境課副主幹兼環境事業センター所長 | 横 川 幸 哉 君 |
| 都市計画課長 | 石 坂 育 己 君 |
| 都市計画課統括幹 | 堀 尾 道 正 君 |
| 都市計画課主幹 | 小 林 寛 幸 君 |
| 都市計画課副主幹 | 小 池 浩 司 君 |
| 都市計画課副主幹 | 鈴 木 勉 君 |
| 都市計画課副主幹 | 今 枝 寛 君 |
| 土木課長 | 村 瀬 猛 君 |
| 土木課主幹 | 吉 本 晴 永 君 |
| 土木課副主幹 | 青 山 守 君 |
| 建築課長 | 梅 本 孝 哉 君 |
| 建築課副主幹 | 源 内 隆 哲 君 |
| 防災安全課長兼防災センター所長 | 大 岩 直 文 君 |
| 防災安全課主幹 | 松 本 幸 司 君 |
| 防災安全課副主幹 | 古 川 雄 一 君 |

| | |
|------------|-----------|
| 水道部下水道課長 | 伊 藤 達 也 君 |
| 水道部下水道課主幹 | 前 田 茂 貴 君 |
| 水道部下水道課副主幹 | 柴 垣 伸 道 君 |

| | |
|---------------|-----------|
| 水道事業水道部水道課主幹 | 酒 匂 智 宏 君 |
| 水道事業水道部水道課副主幹 | 加 藤 孝 訓 君 |

○委員長 おはようございます。定刻より早いですが、皆様おそろいですので、ただいまより建設産業委員会を開会いたします。

改めまして、おはようございます。

私のほうからまず少し御挨拶させていただきます。

きょうは12日ということで、議場でもありましたように、きょうは何の日ということで、きょう12日は育児の日というようなことで、何か神戸新聞が12日を語呂に合わせて育児の日と制定しているようで、何か毎月12日は育児の日というような感じなんです。建設産業委員会は男性の職員が多くて、皆様も育児に積極的に参加していただいて、今、働き方改革もありますので、よろしく願いいたします。

今回、建設産業委員会11議案に委員協議会が11個と、結構、長丁場になりますので、当局の皆さん、委員の皆様、ぜひともよろしく願いいたします。

当局より御挨拶をよろしく願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る8月29日に9月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御決議を賜りますようお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 ありがとうございます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第60号 江南市中小企業振興基本条例の制定についてを初め11議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁

とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言して下さるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その間は退席していただいても結構でございます。

議案第60号 江南市中小企業振興基本条例の制定について

○委員長 最初に、議案第60号 江南市中小企業振興基本条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長 それでは、令和元年議案第60号 江南市中小企業振興基本条例の制定について御説明申し上げますので、議案書の20ページをお願いいたします。

江南市中小企業振興基本条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、21ページから24ページにかけて条例の案を掲げてございます。

補足説明はございません、どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。質疑はございませんか。

○掛布委員 パブリックコメントとか議案質疑とか今までいろいろやられてきたわけなんですけれども、改めてちょっと基本的なところから伺いたいですけど。

基本条例案の6行目のところに、市内の事業所の大半を占める中小企業者とはというのがあって、その前文の一番最後のところ、下から3行目のところに小規模企業者や小規模事業者を含む中小企業者がということで、中に「中

小企業者」というのと「小規模企業者」というのと「小規模事業者」というのが出てくるわけなんですけれども、まずこの市内の事業所の大半を占める中・小企業者はという、この大半を占めるという実態をどのようにつかんでみえるのかという、この条例というのはどの部分の中小業者に対してつくられるのかということをちょっとはっきりさせてほしいんですけど。

○商工観光課長　　まず、市内の実際の実態、数というのはつかんではおりませんけれども、県のほうがちょっとつかんでいる数字がございますので、確認いたしますのでお待ちください。

愛知県のほうにつきましては、失礼いたしました、中小企業庁、国のほうの数字がございまして、一応、2014年度ということで中小企業者、小規模事業者、こちらの語句の説明は後ほどさせていただきます。まず、こちらのほうで99.7%ということで、うち小規模事業者、基本的には製造業だと20名以下、大きく言いますとその他の事業所、サービス業であったりとかそういった方は5名以下でございますけれども、そういった方が一応85.1%ということとでつかんでおります。

それで、先ほどの今の文言の説明ということでございます。

これは、中小企業基本法であったりとか小規模企業振興基本法、こちらの中で定義がございます。そこの中で、業種にもよるんですけれども、小規模企業者というのは先ほど少し答弁でも少し使わせてもらいましたけれども、基本的に製造業は20名以下、卸売業は5名以下、サービス業も5名以下、小売り業が5名以下ということで、さらに議案質疑の中でもございました小企業者というのは、こちらのほうにつきましては先ほど申しました小規模企業振興基本法の中で、おおむね常時使用する従業員の数が5名以下の事業所を言っております。以上でございます。

○掛布委員　　済みません、今の答弁の中で中小企業が、これは中小企業庁の発表ということで99.7%と言われたのは、これは県内での中小企業者の割合が99.7%、それで小規模企業者が85.1%という意味がちょっとわからないんですけど、これは全体の中でということですか。

○商工観光課長　　国の今、全体の数字で、統計で申し上げました。

○掛布委員　　そうすると、市内で大半を占める中小企業者はという場合、市

内で何社ぐらいあってとか、江南市に当てはめるとどうなのかとか、これは2014年度の値なのでかなり古く、現在ではもうどんどん事業承継が進まずに、特に小規模のところがどんどん廃業が続いていて、逆にちょっと中程度に大きい中小企業のほうは割と元気があって事業所数もふえてきているような、そんなことが言われているんですけども、江南市内ではどうかということは、要するに商工観光課としてはなかなかちゃんとつかめないということなんでしょうか。

○商工観光課長 正確な数字ということはちょっとつかめないということで前半でお話ししましたがけれども、我々としましては景況調査というのを行っておりまして、そちらのほうで数字はある程度は。

どちらにしても、それも全部ではないんですけども、つかんだ中での動きであったりとか、企業訪問等の中でも、その数字とまではいかないですけども、状況についてはおおむねつかんでおるつもりでございます。

また、先ほどちょっと県下ということで、今資料が見つかりましたものですから県下の情報をお伝えしますと、平成26年でございますけれども、企業数22万1,411社。そのうち、いわゆる中・小企業でございますけれども、中・小企業は22万767社。全体の99.7%であり、そのうち83%が小規模企業者ということでございますので、江南市も数は出しておりませんが、おおむねこのぐらいの割合の数字ではないのかなというふうに考えております。

○掛布委員 済みません、続いてなんですけれども、この振興基本条例をつくられる前には中小企業の同友会の皆さんを初め、商工会議所の方とかそういう方々と準備委員会とか、あるいはその後の段階の検討委員会であるとか、そういったものを重ねられてこの基本条例の素案みたいなものをつくってこられたということなんですけれども、どのような回数を重ねられて今回の提案に至っているのかということをお教えください。

○商工観光課長 先ほどの商工会議所であったりとか、中・小企業の人たちの同友会とおっしゃいましたけれども、そちらの方との打ち合わせが2018年度ということで昨年度まで10回行われておりまして、失礼いたしました、昨年度までに[※]12回ですね。3月18日で12回。それで、今年度に入りまして3回ということで、今のところ把握しておるところでは14回開催いたしまして、

※ 後刻訂正発言あり

そこでたたき台と申しましょうか、条例素案というもののようなものをつくらせていただいた後、昨年度、検討委員会ということで3回実施をいたしたということでございます。

○掛布委員 準備会と検討委員会というのは平行してやっておられたということなんですか。昨年度。

○商工観光課長 済みません、「変更」というのはどういった。

○掛布委員 平行。

○商工観光課長 平行してやっておったということによろしゅうございますか。

あとは、済みません。数を間違えまして、正式には11回ということで、個別にお集まりいただいた細かいのも合わせると12回と申し上げましたけど、正式に会議としては11回でございます。訂正させていただきます。申しわけございませんでした。

○掛布委員 ほかのところの状況を見ると、いわゆるちゃんとした検討委員会の段階でもっと回数を重ねてオープンでやっているところが多いと思うんですけど、それに比べるとちょっと江南市の3回というのは、下段階は数を踏んでもらっていると思うんですけども、オープンになった検討委員会での議論の回数というのがちょっと少ないんじゃないかと思うんですけど、それはどうなんでしょう。

○商工観光課長 そうした3回が多いか少ないかという評価はわかりかねるところがございませけれども、そういったところを補完するためにパブリックコメント等を実施したものでございますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員 議案質疑でも三輪議員からお尋ねしたんですけども、この定義にある中小企業振興基本条例の守るべき対象というか、どの部分の事業者をこの条例の対象として捉えているかというのと、やっぱり市内の大半を占める中小企業者とはいうことで、中をずうっと読んでいっても、一応、小規模事業者、小企業者も含むと書いてあるんですけど、やっぱりずうっと見ても中小企業者というのしか出てこないし、小規模と中小企業者というのは大分状況が違って、本当に今消費税増税とかインボイスが導入されると後継者がいないところに苦しい、それでインボイスが出てきたら本当に壊滅的な

打撃を受ける小規模事業者に向けてのもっと十分な配慮をこの条例の条文としてもきちんと盛り込んでいかないと、何か中小企業振興条例といって中・小の零細業者を支えていくんだよというふうにはとれるんですけど、中身は本当の小規模のあえていっている市内の中・小零細業者にはちょっとそぐわないのかなという気がするんですけど、小規模な事業者に対する配慮というのはできないんでしょうかね。

○商工観光課長　　中小企業基本法でございませけれども、もう一個上の法でございませけれども、こちらは第3条でいわゆる事業の発展ということの基本理念に掲げておりますけれども、今委員が言われます、実際、江南市内には多くの企業というのは製造業でいえば従業員20人以下の小規模企業者であったりとか、小企業者というのがほとんどであります。

そうしたことを踏まえまして、ちょっと繰り返しになりますけれども、平成26年6月に制定をされました小規模企業振興基本法の基本原則では、事業の持続的発展ということで、技術、ノウハウの向上、安定的な雇用の維持など、地域に根づいた小規模企業が、うちでいうと江南市でこの事業を継続しているだけでもその地域に貢献してもらっているということをしっかりした上で、先ほどの検討委員会であったりとか、その前の勉強会の中でもそういったことを意識しながら内容は整理させていただきました。

また具体的な、これは本議会での議案質疑の答弁でも申し上げましたけれども、いわゆる具体的な施策、小規模企業者における施策につきましては今後行う予定でございませ中・小企業の検討会議の中で、施策についてはまた考えていくつもりでございませるので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　　具体的な施策というふうに言われましたけど、まずその条例そのものがきちんとうたっていないと。やっぱり、条例そのものにきちんと小規模事業者というのを位置づけていないと、施策の中でも本当に位置づけられるのかなというのが不安だなと思うんです。

近隣でも一斉に、今、犬山市はもう制定、ちょっと名前が産業振興何とかと違うんですけど、扶桑町とか大口町でも始まっていると思うんですけど、犬山市にしても扶桑町にしても、やっぱり小規模企業者というのをしっかり条例の中に書き込んでいるというか、位置づけているというふうにい

れているので、それに比べるとちょっと江南市のは小規模の事業者に対する配慮がちょっと足りないのかなという思いをしているんですけど、近隣との情報交換とか、そういったことはされているのでしょうか。

○商工観光課長　　今実際、その夜の勉強会の中にも、既につくられた市町、小牧市の関係者の方にも来ていただいておりますし、私も扶桑町のほうで行われましたいわゆる制度に関する勉強会にも行かせてもらいましたし、過去には扶桑町の方も我々のほうの夜の勉強会には参加していただきながら情報共有した上で、私自身も県内で申しますと今委員がおっしゃられました小牧市、犬山市、みよし市等、あと県外で申しますと、いわゆる中・小企業が本当に多いということで東大阪市等の先進的な事例を検討しながら今回この条例をつくらせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

○堀委員　　質問は非常に結構ですが、簡潔明瞭にしっかりやっていただくようにお願いします。

○掛布委員　　条文の中の第10条のところに、施策の基本方針の中、第6号ですね。中小企業者の事業承継を支援するとあるんですけども、その後に具体的な施策の推進に係る措置というふうに入っているんですけども、この事業承継を支援というのは具体的にどんなことを想定されてやっておられるのでしょうか。

○商工観光課長　　まだ具体的なお話までは進んでおりませんが、次、補正予算で今回お願いする中の会議の中では、商工会議所であったりとかそういう方、お詳しい方もたくさん入っていただく予定でございますもんですから、そうした会議の中へ、先ほど施策と申しましたけれども、当然、課題の抽出等をしていく中で実際の現状を把握していくことになると思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　よろしいでしょうか。

その他の質疑はございませんか。

○片山委員　　すごい質問がしづらいんですけど、簡潔に行きますね。

第11条第1項第1号に中小企業、中小企業団体、市民等から意見を聴取し、中小企業振興施策を検討する場を設けると書いてあるんですけども、これ

は市のほうでは意見を聴取するという仕方をどのように考えているのかというのと、それから検討する場というのはどういった場で考えてみえますか。

○商工観光課長 先ほどのその会議の中へ、これも繰り返しになりますけど、後ほど補正予算のときでもお話をさせていただくことになるかもしれませんが、公募市民も予定をしておりますので、その中で意見をいただくつもりでございます。

繰り返しになりますけれども、その会議というのは産業振興会議と申しましたが、まだ会議の名称は決まっておられませんけれども、今回、補正予算でお願いする会議のことを場という表現をしておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。

○片山委員 これで終わります。もう一個いいですか、済みません、もう一つだけ。

先ほどの第4条第3項の中に、工事の発注、物品の購入等に関してのことなんですけれども、「透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行の確保」と書いてあるんですけれども、この透明かつ公正な競争というのが、この透明というのはどういったところが透明なんでしょうか。

○商工観光課長 市で申し上げるところの一般競争入札であったりとか、そういうところを意識した上でこういった条文をつくっておる次第でございます。よろしく願いいたします。

○片山委員 終わります。

○委員長 ほか、質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時51分 休 憩

午前9時51分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第60号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第70号　江南市手数料条例の一部改正について

- 委員長　続いて、議案第70号　江南市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 建築課長　それでは、議案書の60ページをお願いいたします。

議案第70号　江南市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

61ページをお願いいたします。

江南市手数料条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、62ページに新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

- 委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 鈴木委員　この興行場等ということですが、具体的にでいいです、もう一言で。

こういったところでこういったことができなかったことが、こういったことがきょうからできるようになったと、それでこれは1件12万円ですか。そういう手数料が発生するというのですが、ちょっとその件について、簡潔でいいですから、過去こういうことができなかったことができるようになったというふうに教えてください。

- 建築課長　今回の改正につきましては、建築基準法の改正に伴いまして手数料、興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可の手数を定めるものでございます。

興行場等への一時的な用途変更に係る建築物の使用許可というのは何かと

ということでございますが、従前の建築基準法におきましては、興行場、博覧会建築物、仮設店舗、その他これらに類する仮設建築物の建築をしようとする場合につきましては1年以内の期間を定めてその建築することを許可することができます。

この場合、建築基準法における技術基準の一部を適用しないことができるというふうに規定されております。

しかし、いずれも建築物は新築する場合に限定されておりましたので、今回、この既存建築物を一時的に利用してこれらの用途を行おうとする場合には、その用途の技術基準に適合させる用途を変更して一時的に他の用途の建築物として使用する場合につきましても、新たに建築する場合と同様に法の全部、または一部を適用除外とする許可制度ができるようになったものでございます。

○鈴木委員　具体的にできなかつたことがどうなったかということを知りやすく教えてくださいということだから、それはそういう一つの制度についての説明です。

○建築課長　失礼いたしました。

簡潔に申し上げますと、今の仮設建築物の許可というのは新築ということが前提となっておりました。これにつきまして、今回は法改正におきまして既存の建築物を一時的に他の用途に転用する場合につきまして、その規制が緩和できるというようなことになったものでございます。

○鈴木委員　よろしいです。

端的に言うとそういうことですね。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時55分　休　憩

午前9時55分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第71号 江南市下水道条例等の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第71号 江南市下水道条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 水道部下水道課長 63ページをお願いいたします。

令和元年議案第71号 江南市下水道条例等の一部改正につきまして説明させていただきます。

提案理由といたしまして、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行等に伴い、所要の整備を図る必要があるからでございます。

はねていただきまして、64ページには江南市下水道条例等の一部を改正する条例（案）を掲げております。

参考といたしまして、65ページから67ページには新旧対照表を掲げております。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

- 委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時57分 休憩

午前9時57分 開議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第72号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第72号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 議案第72号について御説明申し上げますので、議案書の68ページをお願いいたします。

議案第72号 江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてでございます。

69ページには、江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げております。

はねていただきまして、70ページには江南市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足説明はございません。よろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。暫時休憩します。

午前9時58分 休 憩

午前9時58分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第73号 江南市水道事業給水条例等の一部改正について

○委員長 続いて、議案第73号 江南市水道事業給水条例等の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 議案第73号について御説明を申し上げますので、議案書の71ページをお願いいたします。

議案第73号 江南市水道事業給水条例等の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、72ページから75ページには江南市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）を掲げております。

はねていただきまして、76ページから86ページには江南市水道事業給水条例等の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を、87ページには概要を掲げております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員 今回の水道料金の改定というのが、一番最もこういうことが起きる原因というのが基幹管路の耐震化を毎年8億円規模で投資をやっていくというような、基本計画というか基幹管路の更新計画に基づいてそれを賄えるだけの料金設定が必要だという、そこから始まっているわけなんですけれども、本当にそんなに基幹管路の更新計画が毎年8%の規模でやらないと江南市に地震が来たときにもうどうにもならなくなっちゃうよと、本当にそうなのかというのがどうも私はわからなくて、ずうっと一つ一つ順を追っているような計画、水道ビジョンであるとか管路の更新計画であるとか、一つ一つつくってきてそれに基づいて今回の計画ができ上がっているの、当局とし

てはそれを踏み外すわけにはいかないということでこういう計画になっていると思うんですけれども。

例えば庁舎のエレベーターはもう耐用年数をはるかに超えてもきちんとメンテナンスをして使っているよとか、耐用年数40年で即水道管が壊れるわけじゃないよと。本当は60年、70年もちゃんと機能している水道管だっていっぱいあるし、そういうことを考えると耐用年数は40年が来たらもうそこでだめだよと。それで変えていかないといけないよという、このそもそもの計画がもっと平準化をして、もっとテンポを緩くすればもっと値上げ幅というのは抑えられるんじゃないかなと思うんです。

それで1個、管路の更新率が1%というのが計画でうたわれているんですけれども、この1%の根拠がどうにもわからないんです。どこから出てきておるんですかね。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 管路の更新率につきましては、経営戦略のことをお聞きになられておるかと思うんですが、現在、江南市は平成29年度におきまして1.84%となっております。

こちらの1%、1.84%というのは近隣の市町の中では更新率がとても高い状況となっておりますが、1%としました理由は、近隣の市町の状況を見ますと1%前後で更新しておりますので1%ということにしておるわけなんです。仮に1%でやっていきますと全部更新しようとする100年かかりますので実際1%では全然追いつかないんですが、基幹管路更新のほうの工事とかいろいろな施設の更新がございますので、目標を1%に置いているような次第でございます。

○掛布委員 今、100年かかると言われましたけど、そんなことどこかに書いてありますか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 1%としますと、1年で1%ですから100%にしようとする100年間ということですよ。

○堀委員 掛布委員の話聞いておりますと、耐用年数40年どうのこうのという話ですね。前回の古知野中保育園のクーラーが40年、あのときどう言ってみえましたか。

40年もたったらかえていかないと、大震災が起きたときなんかには追いつ

かんですから、現在のあの千葉県の惨状と一緒にですよ。だから、前もって修理するというのは当然のことであって、これは進めてもらわなあかんと思いますよ。

○委員長 今のは御要望としてよろしいですか。

○堀委員 はい。

○鈴木委員 ちょっと今関連して、今ちょっと40年ということにこだわっておるんだけど、実を言うと私も前にこういうことで質問したことがあるんだけど、言うなら、もう今の簡易水道から含めて江南市でも今40年、50年、最高70年ぐらいまでであると聞いたんですけど、その付近の経過年数の実態ってわかりますか。

要するに、当然、40年ぐらいになると今言ったように1%ずつ100年かけてやらないかんことはわかるんだけど、じゃあ、50年、60年、70年経過している水道管ってどれぐらいあるのかって、そういう実態は把握されていますか。

○堀委員 簡易水道といったらそのまま引き継いでおる話で、昔の。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 済みません、今の御質問ですが、排水支管につきましては、サービス管については、申しわけございません、ちょっと資料を持ち合わせておりませんのでお答えできかねますが、例えば基幹管路の管につきましては、昭和50年の当初に水道事業のほうで創設されまして、そのときに入れた管でございます。その管が昭和50年から今現在でも40年が過ぎようとしておりますが、その基幹管路の更新工事は平成29年度から始まっておりますが、これからまだ30年はかかると思っております。

そういたしますと、40年たった管を全て完了しようとする30年後ですから、実際、耐用年数40年とおっしゃってみえるんですが、全てを完了したころにはもう70年という時がたっておりますので、そういうことから申しまして速やかに基幹管路のほうの更新はしていかなきゃいけないと考えております。

○鈴木委員 今聞いた、たとえ今40年たっておったとしても、要するに実際問題、本当に工事が完了するのは70年経過した部分のところも出てくるとい

うことやね。計画どおり進めても。

それで、実際問題、場所によっても違うと思うし、今これは参考にしないかと思うんだけど、耐用年数が過ぎたからといってそれはそこで支障を来すというものも絶対的なものじゃないんだけど、基本的にはやっぱり70年、80年になったものはどう見たってやっぱりこれはおかしいはずですので、粛々と進めてもらいたいというふうに私は思っております。また少し研究して物事を、お話を差し上げたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長 今の鈴木委員のは要望としてでいいですか。

○鈴木委員 はい。

○委員長 あと、手短に掛布委員、お願ひします。

○掛布委員 いや、委員会審議というのは本会議でできないことをしっかり1対1でやることなので、手短にやったら委員会の意味がないと思ひますので、しっかり発言させていただきたいと思ひます。

耐用年数20年のエアコンと耐用年数40年の基幹管路をごちゃまぜにして議論するのはどうかと思ひます。エアコンはもっと耐用年数が短いので、今回言っているのは法定耐用年数40年の水道管のことを言っているわけでは。

それで実際、排水支管という口径が小さいのはどんどん更新工事が進んでいて、そういったものの耐震化率というのは急激に高まっているわけでは。だから、今問題になっているのは基幹管路の耐震化工事、一番お金がかかる部分をどうやってできるだけ値上げを抑えて市民の生活を考えてやるかという、そういう議論をしているわけなんですけれども、一つなかなかちょっと納得がいかないのは起債のことでは。

30年償還で1%の利率で十分に借りていかないという、そういったシミュレーションのもとで今値上げ計画がつくられているんですけれども、今実際に水道会計でも0.5%ですよ。とても低金利の中で、しかも40年償還というもっと緩やかな負担の少ない返し方もありますので、減価償却40年でやりながら40年償還の低利の起債をもうちょっとたくさん借りていくことで値上げ率というのは抑えられるはずなんですけど、そういったシミュレーションが全然されていないという。もっといろんなシミュレーションをやっている

ただが必要があると思うんですけど、どうなんでしょう。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　　今、委員が言われました起債につきましては、基幹管路更新工事を平成29年度から始めておりますが、そのときから約1億5,000万円ほど借り入れていくというふうに計画しています。

あと、基幹管路更新工事以外に、例えば令和4年度ですと施設の更新工事等がございまして、そういった大きな事業があるときには起債のほうもお借りしようとしております。

それから、40年償還というお話がありましたが、もっとたくさん借りたほうがいいんじゃないかというお話がありましたが、起債につきましては次世代の若い方に莫大な負債を残すということになりますので、極力借りていかないという方向性で計画をしておりますので、よろしくお願ひします。

- 掛布委員　　企業債、財源として財源のいわゆるどうやってやりくりするかということで、この値上げの計画のもとになっているこの経営戦略で目指す財源目標というのが、企業債残高対給水収益比率を300%未満にするということで、起債の残高をできるだけ給水収益に対して300%未満に押さえ込むということなんですけど、実際につくられている計画を見ると最大でも160%程度におさまっちゃっていて、この目標設定からいくともっと起債を借りてもいいということになるんじゃないでしょうか。

全然、何か目標設定と実際の計画が合っていないと思うんですけど。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　　こちらのほうは300%未満ということで、300%まで借りるということではございません。

極力、起債のほうにつきましては少なくしていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 委員長　　よろしいですか。

- 掛布委員　　最後に、基本水量をなくした件なんですけれども、本会議でも議案質疑があったんですけれども、公共料金だと思うんです、基本的には水道料金というのは。だから、低所得の方も水道料金をできるだけ抑えるために節約を重ねている方も、あるいは全然そんなことも関係なく使っている方も同じように水というのは必要になってくる。ところが、基本水量5立方メ

ートルまでは一定料金だよという、それをなくして、もう1、2からかかっていっちゃう。

それで、口径別の料金設定になっているというのは、使用水量に応じた料金じゃないから基本水量を持つということは不公平だという議論になったんですけど、逆に基本水量をなくすほうが私は不公平だと思うんです。低所得者に対する配慮がない。何でも一律に、所得が少ない方でも、たくさんの方でも水というのは同じように使う。それが同じように負担を要求されるというのは逆に低所得者に対して不公平だと思うので、私は基本水量をちゃんと設けるか、あるいは低所得者に対する水道料金の減免というのを設けるべきだと思うんです。それで、減免をしないんだったら、基本水量をちゃんと設けていくということが必要だと思います。これは意見です。

○委員長 御意見としてでいいですか。

ほかに御質問はございませんか。

○片山委員 簡潔明瞭に行きますね。

この条例の中の文言が大分変わっていますけれども、これは水道法に基づいて変えたという、右に倣って変えたということですか。別に、変えなくてもいいような文章もたくさんあるなと僕の中では思っているんですけどね。多分、意見としては超過制よりも従量制のほうが確かにわかりやすいはわかりやすいですけど、ちょっと確かに値上げは大きいですね。

先ほどの文言の件に関して、よろしいですか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 今、委員がおっしゃられますのは第1条関係のところでは文言の整理をしておりますが、第1条関係につきましては水道法の改正がございまして、指定給水装置工事事業者の指定の更新制が水道法で設けられたことにより改正するものでございます。

それに合わせまして、こちらのほうの給水条例が昭和50年当初につくられておりまして、現在とかなり事務的に乖離が生じているところもございましたので、そちらのほうを字句の整理ということで改正をさせていただきました。

○片山委員 結構です。

○委員長 ほかに御質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時16分 休 憩

午前10時16分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第73号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

の所管に属する歳入歳出

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

第2条 継続費の補正のうち

農業振興地域整備計画改定事業

第4条 地方債の補正のうち

震災対策農業水利施設整備事業

○委員長 続いて、議案第80号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部の所管に属する歳入歳出、都市整備部、水道部の所管に属する歳出、第2条 継続費の補正のうち、農業振興地域整備計画改定事業、第4条 地方債の補正のうち、震災対

策農業水利施設整備事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、経済環境部環境課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　それでは、環境課所管の補正予算につきまして御説明いたしますので、議案書の196ページ、197ページの下段をお願いいたします。

16款財産収入2項3目1節債権売却収入で、魚アラ処理公社出捐金返納金133万6,000円でございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて農政課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長　農政課が所管する補正予算について御説明をさせていただきます。

議案書の192ページをお願いいたします。

第2表　継続費補正の下段の6款1項農業振興地域整備計画改定事業におきまして、継続費の総額と年割額の減額補正をお願いするものでございます。

続いて、歳入につきまして198、199ページをお願いいたします。

下段の21款1項2目農林水産業債、説明欄の震災対策農業水利施設整備事業債（中般若地区）におきまして増額補正をお願いするものでございます。

歳出につきましては、208、209ページをお願いいたします。

中段の6款1項1目農業費でございます。209ページの説明欄にございます農地保全推進事業におきまして減額補正をお願いするものでございます。

また、その下の県営震災対策農業水利施設整備事業（中般若地区）負担事業におきまして増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　いろんな国の補助金が減る中で、この畑かんの施設の改修に対する国の補助がふえたということでの補正だと思うんですけど、ふえた理由というのはわかるでしょうか。

○農政課長　この事業は愛知県が事業主体になっておりますので、愛知県に確認しましたところ、国は県営震災対策農業水利施設整備事業について重要視をしております、防災関係になると思いますが、そちらの配分額が多くなったということが理由だということ聞いております。

○委員長　よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて商工観光課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長　それでは、議案第80号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第7号）のうち、商工観光課が所管いたします内容につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の210、211ページをお願いいたします。

最上段、7款1項1目商工費、説明欄、商工業補助事業で8万8,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　片山委員が先ほど質問されていた中小企業振興会議を中小企業振興基本条例の制定とともに設置してやっていただくということなんですけれども、今年度については年度途中からということなんですけど、これは何回分で、会議のメンバーはどのような方を何人想定されているのかということをお教えください。

○商工観光課長　　まず、会議の回数でございます。こちらは、年度内に3回を予定しております。

会議のメンバーは、一応、今総数で考えておりますのは13名、そのうち謝礼というのか予算が伴う方が10名ということで、学識経験者、金融機関が2名、小規模企業者を含む中小企業者が3名、あと大企業者、愛知江南短期大学、古知野高等学校、公募市民1名。謝金のかからない方でございますけれども、商工会議所、ハローワーク、我々の職員のほうから1名ということで予定しております。

○掛布委員　　条例のときもお尋ねしたんですけど、振興会議というのは現状を把握するだけではなく、条例にもあったように中小企業、小規模事業者への具体的な、どういった施策を展開していくかという具体策を検討するものにならないといけないと思うんですけども、そういった具体策というのを提案していくのはこの振興会議の事務局の市当局ということでよろしいのでしょうか。

○商工観光課長　　まず、今予定しておりますのは3回と申し上げましたけれども、やはり最初にそれぞれの団体というのか、代表者の方が抱える課題の整理であったりとか、我々としては景況調査の情報提供をいただいたりとか、それぞれ情報提供をしていただきながら課題の整理をしていく必要があるものと思っております。

そうした中でその課題を整理しつつ、2回目のときには施策を体系化できればいいなというふうに思っております、3回目でそれをお示しした中でまた施策の検討に今年度、一番最後のところで入っていくという予定で今考えております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　犬山市はその産業振興基本条例をつくってすぐに補助金なんかを創設されて、非常に有効に使われているというのをお聞きしました。

例えば、今からやるとちょっと来年度予算には全然間に合わないということになってしまうわけですけども、例えば市長の公約でいまだに実現していない住宅リフォームとか、さらにそれをいわゆる事業者向けに練り直したものであるとか、そういった本当に今苦境にある小規模事業者を支えていく

ような具体策を条例の制定を機会にぜひぱっぱとやっていただけるようお願いしたいと思います。

それで、1点聞き忘れましたが、委員の中の大企業、中小企業からの代表もと言われましたけど、これはどなた、どこを想定されているんでしょう。

○商工観光課長 一応、先ほど来ありました夜の勉強会に参加してみえる方であったりとか、中小企業者のあと2名はちょっと確定はしておりませんが、一応、商工会議所でも非会員の方にもお願いできればというふうに考えております。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部土木課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長 土木課が所管する補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の210ページ、211ページの中段をお願いいたします。

8款土木費2項道路橋りょう費1目道路橋りょう費でございます。1目の道路橋りょう費に1,400万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

右側の説明欄をお願いいたします。

道路側溝・舗装等整備事業といたしまして1,322万円の増額補正を、用地取得事業といたしまして78万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○鈴木委員 これは本当に、この道路側溝の舗装ということで、特にこの交通安全対策等緊急工事ということで、これについては議案質疑の中でもあったということは承知しておりますし、一定の処置については伺ったわけでございます。

ちょっとその中で確認をしておきたいんですけれども、特にこの保育園関係の外構というか、そのガードパイプというかそういうところだと思うんですが、全部で9カ所。ちょっとこの具体的な位置図がもしあれば指し示したものを欲しいんですが、資料として。要するに、どういった箇所を処置したかということについてですね。できますか、位置図。できるでしょう。施工箇所。

○土木課長　　とりあえず、位置図は手元にちょっと御用意しておりませんが、例えば言葉でその場所を説明させていただきたいと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

○鈴木委員　　この間の議案質疑でのどこどこ保育園、何カ所、何カ所という意味ですか。そういうことだったら別にわかってることなので。

○土木課長　　一応、交差点名とかその目印の場所の東側の交差点とか、そういう言い方で。

○鈴木委員　　それじゃあ聞いて、また改めて資料についてはいただければということをお願いしたいと思います。今、箇所図について。

○土木課長　　それでは、言葉で説明させていただいて、あと必要とあらば図面のほうはまた御用意差し上げますので、説明させていただきます。

先ほど、鈴木委員が言われた9カ所というのはプラス1カ所追加になりました10カ所となっておりますので、10カ所の場所の説明をさせていただきます。

まず1カ所目ですけれども、信号名が藤ヶ丘信号交差点、団地の中の藤ヶ丘、三叉路になっておりますが、あそこの藤ヶ丘の交差点の部分がまず1カ所です。

2カ所目としましては、村久野町にございます藤里小学校、南側に押しボタン信号がございます。そちらの信号機の部分です。コンビニエンスストアが前にあるかと思うんですけれども、コンビニの南側の信号交差点の部分が2カ所目です。

3カ所目としましては、前飛保町にございます緑ヶ丘信号交差点。何か目印をとということでありまして、門弟山保育園の西側にちょうど位置します場所が緑ヶ丘交差点というところにございます。これが3カ所目です。

4カ所目でございますが、高屋町でございますやまだ産婦人科さんの目の前西側でございます押しボタン信号でございます。これが4カ所目でございます。

5カ所目が、同じく高屋町でございます高屋大門信号交差点、こちらの部分が5カ所目でございます。

6カ所目が山王町でございますが、市営山王住宅の南側にある押しボタン信号、こちらの場所が6カ所目ということでございます。

7カ所目でございますが、宮後町でございます。これは議案質疑の中でまだ具体的な方策が見つかっていないと言われておったところの説明になります。予算には入っていませんが、一応そういう形で御紹介させていただきます。砂場霊園の南側の信号交差点、こちらの部分でございます。

8カ所目でございますが、今市場町。布袋北小学校のちょうど前面南側に押しボタン信号がございます。こちらの場所でございます。

9カ所目でございますが、木賀町でございます木賀南信号交差点が9カ所目。布袋西保育園の南側の信号機でございます。

10カ所目としましては、村久野町。江南団地の69棟ということでございますが、先ほど藤ヶ丘交差点の信号ということで1カ所目で上げさせていただいたそこを北に直進していただいて突き当たったところですね。ちょうど中部工業の会社がある信号がない変則の五叉路の形の交差点、こちらが10カ所目となっております。よろしく願いいたします。

○鈴木委員　　今伺いまして、具体的に場所のイメージというか、全部じゃありませんけれども、適切な場所であるかどうかを含めて本当に工事の対策をとられたということで、非常にそれは喜ばしいかと思えます。

それで、こういった格好で、実は、速やかに交通安全対策を講じられたのは非常にこれは評価しますし、いいことだと思うんですが、これも議案質疑の際に確認されたんですけど、一番危惧されるのは私もそう思ったんですけど、この一般の道路側溝・舗装等整備事業ということで、これが従来のその整備費の中から拠出されておれへんかと、枠の中で処理されてへんかということで非常に危惧された、そんなような議案質疑の内容かと記憶しておるんですけど、そうじゃないと。これはこれできちっとそれ用に確保した予算でござ

ざいますというふうに聞いて、それならそれなりに一定の評価はできるなどというものの、絶対的にこうした今の日々のこの道路、それから私も質問したけど道路整備活動、雑草処理だとか安全措置だとか、そういったことが非常にやっぱり厳しい状況になっていると。

それで、これは一つの主要幹線を含めたところで一つの身だしなみ。要するに余計な、過度な整備じゃなしに当たり前の言うならば、まちでいう身だしなみです。要するにひげをそる、ぼさぼさの頭を解かす、切るという、そういう部分での最低限の道路管理がされていないということをこの前はあえてそこまで言わなかったんだけど、その部分が非常に不安になってきていると。

そういうことも含めて、こうした交通安全対策等緊急工事、これは非常に評価することだけど、それ以外のことについてもう少しいろいろ問題もあるかとは思うんだけど、これは都市整備部だけの問題じゃないことなんだけど、市の一定の税金ですから、限りがあると言ってしまえばそれまでなんだけど、少し、その部分はしっかりと勘案して今後の補正予算も含めてしっかりと対応してもらいたいということで思っておるところでございます。

これは、部長、そういったことについての現状についてどのように考えておられるかお聞きしたいと思います。

○都市整備部長兼危機管理監　　今回、補正予算が1,400万円ぐらいということなんですけれども、もともとはかなりの額を幹線道路の舗装の状態が悪いもんですから要望していたわけなんですけれども、市の全体の事業を見渡した中で私も苦渋の判断をしたものでございますので、御理解いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員　　最後、今、さっきの繰り返しになるんですけども、これは必要な部分だと思うんですよ。本当に幹線道路、さっき言った身だしなみ。江南市は財政力がないということはわかっておるんですけど、余りにも市民の方がそういうことを含めてちょっと惨めだぞと、こんな声も聞いておりますので、ひとつその辺のところをしっかりと当局のほうで今後とも検討していただきたいと、このように思います。以上です。

○堀委員　　ちょっとお伺いしますが、9月補正で一銭も使わなかったんでし

よう。道路舗装側溝費用はね。3年さかのぼったら1億円ずつついておったということで、9月から3月までの間の道路舗装等の工事は全然できんわけかできるわけか、多少なりともできるわけか。現在の財政状況で。

○土木課長 当初では1億円と、6月補正では5,000万円ということでお認めいただきまして、内部の箇所決定委員会を通して随時工事箇所については発注をかけております。

ただ、現場の状況の中で田んぼとかその場所、時期を特定しないとできないような場所につきましては今ちょうど発注の準備をしておる状況でございまして、ほぼ出そろっている。今、現場にかかっている場所も当然あるんですけれども、1億5,000万円ついたものにつきましては、発注はほぼ準備は整っておる、もしくはもう現場にかかっている、もしくはもう完了しておるというような状況でございまして。

○堀委員 それは前の当初予算と6月補正予算の関係でしょう。それで、これから新しく6カ月間あるわね。その工事等はできるかできないかということ、新しく。

区長等のいわゆる要望等を含めてですよ。できませんならできませんと言えればいい。

○土木課長 予算の範囲ではやる場所は決まっておりますので、それ以外の場所については、今回、緊急処理で幹線のオーバーレイ舗装は300万円お認めいただく形で計上させていただいておるんですけれども、その工事プラス今回、先ほど御質問ありました防護柵の工事以外につきましてはやる予定はございません。

○堀委員 現場の職員が気の毒ですわ。市民から突き上げを食って、行政の財政のほうからは、だめだめと言われておって。一番、結局苦労してみえるのは現場の職員だと私は思います。最前線のね。市民に直接対応している現場の職員は大変ですよ。

それで、要するに財政のほうがこの補正予算をつけなかったということでしょう、結論としては。それで、財政のどうしてつけなかったということを知りたいからちょっとここへ呼んでいただきたい、財政。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前10時40分 休 憩

午前10時52分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第80号の審査の中で先ほどの堀委員の質疑に対して、答弁保留となっておりますので、当局より答弁を求めます。

○都市整備部長兼危機管理監 今度の予算の編成につきましては、市全体の事業の優先性を考慮した中で、限られた財源の中で、総務部長からの答弁もありましたように、市全体の事業を今年度以降も継続的に実施していくことを考慮し、今回、早急に必ず行わなくてはならない園児等の移動経路における交通安全対策と、道路陥没等が突発的に発生した際の緊急工事を事業に絞って編成させていただいたものでございますので、よろしくお願いたします。

○堀委員 同じような答弁でありまして、そのところはよくわかるつもりでおりますけれども、先ほども鈴木委員からの話があったように、まさに生き物であると。一番、市民の安心・安全な生活を進めるためには道路側溝舗装等を最優先にやらないかと私は思いますし、それと同時に先ほども中・小企業云々という話がありました。その中で、実は江南市には災害協力機関、正式名称は災害協力会かな、こういう会があります。その会の目的というか、どういうことをやっていただくかということ、雪が降ったとか、災害で樹木が倒れたとかちょっと説明していただけますか。

○土木課長 昨年度、台風21号の影響で街路樹が倒木したよというときにも災害協力会に構成されているメンバーに緊急招集、御協力をいただきまして、チェーンソーで倒木を切って処理をしていただいた。先ほど堀委員が言われたように、冬場の雪が降った次の日の早朝に凍結でということの中で、各交差点、凍結防止剤等によって市民の皆様の交通の安全を確保していただいております。緊急事態にはなくてはならない存在でございます。

○堀委員 その災害協力会が、例えば冬に、夜中1時、2時に降雪、雪が降った。道路が通れない、また橋等では凍結して車が通れないと、こういうときに直ちに招集して来ていただいて融雪剤等をまいていただけるこの方々が災害協力会の皆様方。

それから、台風で道路が樹木等が倒壊して、倒れて寸断された場合も、夜中でも直ちに出てやっていただける、解除していただける。こういう働きはもう目に見えないすごい力があるわけでありますが、その方々の業者が18社あると先ほど聞きましたけれども、1人か2人の従業員の会社なんですね。そういう会社がまさに存亡の危機に瀕しておるのが現在の状況だと思います。

特に、今回9月から3月まで市の仕事がなくなった場合にどうなるか、倒産の可能性もある会社もあるんじゃないかということも聞きました。そういうことも考えまして、ぜひこの点、財政のほうにそれこそ財政調整基金をつぎ込んででもこれをやるというような、そういう形にしっかりと進めていただきたい。

いろんな方面から考えても、この補正予算がなしということなんてことは考えられないというふうに思いますので、これは要望として上のほうに伝えていただきますように、部長、しっかりとやっていただきたいと思います。以上です。

○委員長 要望としてお伺いいたします。

○都市整備部長兼危機管理監 そうですね。建設業者からも市長に直接要望もいただいておりますので、今後、私のほうも要望してまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、鈴木委員から先ほど位置図について、要望がありましたけれども、準備でき次第また配付させていただきますので、よろしく願いいたします。

○委員長 お願いします。

ほかに質疑はありませんか。

○田村委員 済みません、ちょっと確認させていただきたいんですけども、議案書211ページ下段の説明の中、用地取得事業の中で、公有財産購入費、道路拡幅用地費とありますけれども、場所はどちらでしょうか。

○土木課長 場所は力長町神出でございますが、先ほど言った図書館の前の通りを若宮八幡宮の信号のちょっと手前の北側というあたりでございます。

大通りから1本入った生活道路の拡幅案件でございます。

○田村委員 ありがとうございます。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市計画課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課統括幹 都市計画課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出につきまして御説明申し上げます。

議案書の212ページ、213ページ中段をお願いいたします。

8款4項1目市街地整備費は199万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。内容につきましては、当初予算でお認めいただきました業務委託料を全額減額補正するものでございます。

補足して説明はございません。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 ちょっとわからないので教えてほしいんですけども、当初予算でついていた都市計画道路愛岐大橋線のいわゆる愛岐大橋から岐阜県側に向かった部分を廃止する都市計画決定の変更とかそういったもの、豊田岩倉線の大口町部分なんですかね。変更するという都市計画決定の変更業務をやるうとしたんだけど、見合わせるということで減額、ゼロになったわけなんですけど、これというのはどこが、もうやめたよとか見合わせるよとか、どこでどう決まってこういう経過になってきているのかちょっとわからないので教えていただきたいと思います。

○都市計画課統括幹 都市計画道路豊田岩倉線、こちらにつきましては大口町が計画しておりました道路線形の見直しに伴うものでございました。

ことしに入りまして、急遽、大口町からこの路線の都市計画変更について見合わせるという連絡がございました。その後も協議を行いましたが見向が変わらず、江南市における都市計画変更についても見送ることとさせていただきました。

愛岐大橋線につきましては、この他の都市計画道路の変更の案件に合わせ

て今後進めるということで、効率的な業務を行いたいため、今回の都市計画の変更の時期を見直すものでございますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員　　済みません、豊田岩倉線については大口町の意向でということなんですけど、愛岐大橋線の廃止区間という、北側は廃止だよという、これは江南市としてそうしたいということで見直しのついでに上げていたということなんですか。

○都市計画課統括幹　　この都市計画道路愛岐大橋線というのが、一部区間を廃止するという計画を江南市が考えておったんですけれども、この豊田岩倉線と合わせて発注することで委託の経費も節減できるということで今回計上させていただいておったんですけれども、豊田岩倉線というのが見送るということになりまして、単独で発注するよりもほかの今後の都市計画の変更があるときに合わせて発注してまいりたいと考えております。

○掛布委員　　要するに、今回の廃止というのは江南市がついでにやろうということで計画して委託をしていたのが、大口町がやめたので江南市もついでに発注をやめようということなんですけど、そもそものこの愛岐大橋線の北側の区間を廃止するというのはどういう意味なのか。なぜこういうことをやろうとしているのか意味がわからないので教えてください。

○都市計画課統括幹　　まず場所が、愛岐大橋の南側で、浅井犬山線との交差の間、いわゆるこういうちょっと上がったそれが、今現在車道と歩道が曲がりなりに形状が整っております。それが理想と言いましょか、都市計画道路に沿うような形態で計画がされているんですけれども、今現在のこの車道と歩道がある形態でほぼ機能が十分対応できているということで、今申し上げました愛岐大橋線と浅井犬山線の区間につきましては今の都市計画決定をもうなくして、現状のままで機能が十分道路として機能しているということとして、その計画を変えますということは決定したんですけれども、その実際の事務をどこかの段階でやろうということで、今回2つの路線がありましたので予算を計上させていただいたんですけれども、その片方がなくなると。

○委員長　　暫時休憩します。

午前11時05分　　休　憩

午前11時06分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

掛布委員の質問に対して答弁はよろしいですか。今のでいいですか。

答弁をお願いいたします。

○都市計画課統括幹 都市計画道路の変更ということで、愛岐大橋線につきましては浅井犬山線よりも南側は現計画どおり完了しております。

それよりも北側の愛岐大橋線までの区間の変更を考えておりましたけれども、今の道路の形態が十分道路として機能しているということで、今回の変更の時期を見合わせ、ほかの案件とともに今後見直しを行ってまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○堀委員 あそこは県道でしょう。県道になっておるね。それで、都計のあれを外すということですね。わかりました。

それで、あそこはもう朝夕の渋滞がすごいですわ、あそこは。愛岐大橋。それで、これは要望ですけど、早く新愛岐大橋をつくるように、ある政党の方が反対されておってできませんのです。なかなか難しい。だから、しっかりとそれを早く、あそこに新愛岐大橋ができれば今現在の渋滞等も解消されますから、ですからそれも江南市として扶桑町のほうに早く新愛岐大橋ができるように要望していただくように要請しておきます。

○都市整備部長兼危機管理監 既に新愛岐大橋の架設につきましては、県内でいいますと犬山市と扶桑町と江南市、あと岐阜県側では各務原市とか美濃市とか、広域にわたって国に対して要望活動、県に対しても要望活動を行っておりますので、一応もう各務原市側が工事に着工しておりますので、今扶桑町におきましては今は用地買収を進めているという段階でございますので、よろしくをお願いいたします。

○堀委員 早くできるようにね。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査を行います。

[資料配付]

○委員長　その前に、先ほど鈴木委員からの位置図の関係で準備できましたので、この際お伺いいたします。

ただいま、議案第80号の審査のため当局から配付されました資料につきまして、委員会配付にとどめておくか委員会審査資料として議場配付するか、いかがいたしましょうか。

これは議場配付か。委員会でとどめておいて……。

○鈴木委員　どうですか。

私がこんなこと言うとあれだけど、私が出せと言ったからこれは出しただけですか。

[発言する者あり]

○鈴木委員　これはやっぱり広く皆さんに知っていただきたいと思いますので、もし何か出すことに支障があればあれですが、特段ないですね。出すことによってちょっとふぐあいがあるよということだったら配慮しますがいいですか。

○委員長　議場配付は問題ないですか。

○都市整備部長兼危機管理監　問題はないです。

○鈴木委員　じゃあ、議場配付でお願いします。

○委員長　それでは、議場配付との意見がありましたので、配付されました資料につきましては議場配付というふうに取り扱いさせていただきますのでよろしくお伺いいたします。

それでは、続いて水道部下水道課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお伺いいたします。

○水道部下水道課長　それでは、下水道課が所管します補正予算について説明させていただきますので、恐れ入りますが議案書の212ページ、213ページの最上段をお伺いいたします。

8款3項1目河川費でございます。内容につきましては、213ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。雨水貯留施設維持管理事業において119万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、同ページの最下段、8款6項1目下水道費をお伺いいたします。内容につきましては213ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいた

します。

下水道経営事業において、繰出金として2万円の減額補正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、後ほどの議案第82号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）で御説明させていただきます。以上でございます。

補足説明はございません。よろしくお願いたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 その水位計の使い方なんですけれども、これは常時雨水貯留施設の中にどれほど雨水がたまってきたかとかということを常時監視できるようなシステムになっているということなんですか。

ちょっと使い方がわからないので教えてください。

○水道部下水道課長 この雨水貯留施設につきましては、各貯留槽の中に水位計を設置いたしまして、水位を観測しているものでございます。

こちらの水位の変動によりまして、晴天時、こちらのほうをポンプを稼働させて側溝や河川のほうに放流させるようにできるシステムでございますが、当然、貯留槽の中というものは真っ暗になりますので、どれだけ抜けたかわからないということになりますので、こちらの水位計をもってポンプの稼働の停止とかの作業を行っているものでございます。

○委員長 いいですか。

ほかに質疑はございませんか。

○堀委員 この下水道の根本的な、下水道に関してですけれども、現在工事中ですね、少しずつ。小杵町とか、それから宮田神明町と宮田町、あの辺まで行くのにまだ50年ぐらいかかるであろうという話を聞いたことがある。

それで、例えば堤防の北側、鹿子島町、小脇町、それから宮田町四ツ谷、草井町の堤防の向こうね。これなんかは全くめどがつかない。まず下水道は無理であろうというのが現在の状況ですね。

それで、実は下水道よりも合併処理浄化槽のほうが安くつくんです。本当の話、事実の話が。下水道を整備するよりも合併処理浄化槽を整備したほう

がうんと安くつく。それで、こういうことも踏まえて広い視野に立ってこの下水道関係の将来的にわたってのいわゆる方策とか、そういうものを一度見直していただけるといいんじゃないかなというふうに、これも要望ですけれども、言っておいていただきたい。以上です。

○水道部下水道課長 公共下水道事業につきましては、次の議案第82号の補正予算のほうで少し説明させていただきたいと思っておりますが、こちらのほうも今、今年度、来年度で経営戦略を策定しております。その中で調整区域のあり方とか合併浄化槽を生かした汚水処理のあり方をただいま検討している最中でございますので、また時期がたち、そちらのほうの結果がわかり次第報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時16分 休憩

午前11時16分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第82号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第82号 令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長　　続きまして、議案書227ページをお願いいたします。

議案第82号　令和元年度江南市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。

はねていただきまして、228ページには、第1表　歳入歳出予算補正、229ページには、第2表　継続費補正、230ページから231ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書総括を掲載しております。

歳入につきましては、232ページ、233ページ上段の2款1項1目下水道使用料から下段の5款1項1目一般会計繰入金まででございます。

歳出につきましては、はねていただきまして、234ページ、235ページ上段の1款1項1目総務管理費でございます。

内容につきましては、235ページの説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。経営戦略策定事業の契約締結による減額補正と、それに伴う財源更正でございます。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　　経営戦略の策定の業務委託を落札した業者はどこでしょうか。

○水道部下水道課長　　委託業者でございますが、有限責任監査法人トーマツ名古屋事務所でございます。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時18分　　休　憩

午前11時18分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号 平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について
のうち
経済環境部
都市整備部
水道部
の所管に属する歳入歳出

○委員長 続きまして、議案第84号 平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、経済環境部、都市整備部、水道部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、経済環境部商工観光課について審査を行います。

当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

○商工観光課長 それでは、議案第84号 平成30年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、商工観光課の所管いたします内容につきまして御説明申し上げますので、平成30年度一般会計歳入歳出決算書及び附属資料をごらんください。

最初に歳入でございます。60、61ページをお願いいたします。

中段の12款1項4目1節労働使用料でございます。

次に、68、69ページをお願いいたします。

中段やや下の13款2項5目1節商工費国庫補助金でございます。

次に76、77ページをお願いいたします。

中段やや上の14款3項5目1節商工費委託金でございます。

次に、80、81ページをお願いいたします。

中段の17款2項1目1節基金繰入金のうち、備考欄、商工観光課分、江南市ふるさと応援事業基金繰入金でございます。

次に、82、83ページをお願いいたします。

中段やや上の19款3項1目1節貸付金元利収入でございます。

次に、84、85ページをお願いいたします。

中段の19款5項2目11節雑入のうち、備考欄、商工観光課分、建物総合損害共済災害共済金ほか4項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、234、235ページをお願いいたします。

中段やや下の5款1項1目労働費につきましては、備考欄、就業相談等運営事業から236、237ページのすいとびあ江南施設改修事業まででございます。

次に、244、245ページをお願いいたします。

中段やや下の7款1項1目商工費につきましては、備考欄、人件費等から250、251ページの中段やや上、備考欄、藤まつり開催事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○片山委員　済みません、質問というか、今、商工観光課なんですけれども、というよりも皆さんに質問したいんですけれども、たまたま今、経済環境部長と商工観光課長が座られているというだけなんですけれども、成果報告書ってございますよね。こちら、私ちょっと新人議員で、成果報告書を見せていただいて、非常にわかりにくいんですね。

昨年度の成果報告書を見ると、掲載事業数の数だけでも43減りまして、一昨年から見ると57も減っているんですね。ページ数でいくと51ページ減って、一昨年から比べると75ページも減っていると。

これは一昨年のやつが平成29年度の分厚さと厚みが大分違ってくるといふのと、内容が若干詳細が減っているというのもございまして、ちょっとそれと昨年度とその一昨年度の決算額の実績が、実績に関してはタイトル、項目が変わったというのがありますけど、中にはタイトルと項目が一緒のやつもあるんで、実際、比較が非常にしにくいし、これを見るだけではなかなかちょっと私どもわかりにくいものですから、できればせめて昨年度の内容に戻していただきたいと思うんですけれども。

これは、たまたま今座ってみえるのは経済環境部長のところなんですけれども、本当に皆様に御要望したいと思いますので、ぜひできればお願いしたいんですけれど、それは可能でしょうか。

○経済環境部長　こちらの書式につきましては、今企画部のほうの秘書政策課で一応この様式については定めておりますけれども、総務委員会でもその御意見があったと聞いておりますので、今所管しております企画部のほうへその旨をお伝えしたいと思いますので。

これは、一応私どもとしては決まったルールに沿ってつくったんですけど、そういう御意見もいろいろあると聞いておりますので、企画部のほうへその旨を伝えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○片山委員　御事情もあると思いますけれども、ぜひまた要望のほうをよろしく願いします。

以上です。済みません、先に申し上げまして。

○委員長　ほかに御質問ございませんか。

○掛布委員　決算書の245ページの中に、商工費全体としての不用額が539万3,977円というのが出ていますんですけど、その中の大きなものは負担金、補助及び交付金、247ページにあります343万9,858円。それから、前のページの委託料127万454円ですけれども、この不用額が大きい原因というのはどこから出てきているんでしょうか。

○商工観光課長　昨年度でございますけれども、市民まつりが台風25号の接近によりまして日曜日ができなかったというところが大きな原因の一つではないかというふうに考察しております。

○掛布委員　それは委託料の不用額のことですね。

負担金、補助及び交付金の343万9,858円の不用額はどこから出てきているんでしょうか。

○商工観光課長　まず一点目といたしまして、創業支援事業の中で、当初、新規の創業というのを3件予定をしておりましたところが1件しかなかったというところが1点、もう一点につきましては街路灯ですね。街路灯が2つの商店街の街路灯の整備ということで見込んでおりましたが、実際には1つしかできなかったということで、その差額が今回そういった理由になってお

るものというふうに考察しております。

○掛布委員 決算書の237ページの中ほどにありますすいとびあ江南の施設改修事業7,333万2,000円ですけど、成果報告書のところは172ページにあります。ともに施設の老朽化でやむを得ないということで、宿泊室の改修工事ですとか、冷温水器の改修工事ということですのですごい巨額な経費を費やして、多分、今年度も同じようなことに別の箇所を何千万円とかけて改修をしているはずですが、一方ですいとびあ江南の譲渡廃止というのが計画されていて、私は本当に譲渡廃止していいのかなという、非常に疑問なので、譲渡廃止賛成という立場で言っているわけではないんですけれども、こういったものの物すごい何千万円とかけて今後の計画をどうしていくかという計画があつて、それに合わせてそれにぴったり合うような感じの改修工事というふうにしなないと、何か何千万もかけて結果的に廃止でしたというのと、じゃあ数年前にやったばかりの何千万円の工事は何だったんだろうということに市民から見るとなってしまうので、今後の計画というのがはっきり、方向性がはっきり打ち出されていない現状では非常に難しいとは思いますが、できるだけ早く今後の方針というものを決めて、それに合った改修工事というのをやっていかないと税金の使い方として困るなと思います、どうなんでしょう。

○商工観光課長 我々といたしましては、商工観光部門ですのですいとびあ江南のいわゆる稼働率を上げたりとか、来てもらった方に満足してもらうためということで今回の大きな改修工事、冷温水器の改修でございますけれども、過去にはスポット改修ということで部分的な改修は行っております。

ただ、これも指定管理者と打ち合わせをしながら、今回につきましてはこちらでのお部屋のリニューアルと、こちらの今の空調設備全体の改修をお願いしたいというお話があったものですからこちらを優先的にやらせていただいたということでございますので、よろしく願いいたします。

○堀委員 関連して、その7,000万円、その前年度は幾らですか。

○商工観光課長 前年度は大規模な修繕はしておりません。改修工事はしておりません。

○堀委員 その前は。

- 経済環境部長 平成28年度は約1,800万円ですね。
- 堀委員 平成28年度は。平成29年度は。
- 経済環境部長 平成29年度は先ほどお話にあったように。
- 堀委員 平成30年度は。
- 経済環境部長 平成30年度が約7,500万円。
- 堀委員 2年かかってリニューアルしたときは、あれは何年前だった。1億何千万円かかっておるわけでしょう。2年で合計1億3,000万円ぐらいかかっておるはずです。
- 商工観光課長 今把握しております大規模な修繕工事につきまして、先ほど部長も答弁させていただきましたけれども、1億円というところはちょっと見つかりませんでした。平成27年度につきましては2,970万円、平成26年度につきましては約1,800万円、平成25年度につきましては544万8,000円、平成24年度につきましては1,647万6,000円、平成23年度につきましては約2,200万円といったような状況でございます。
- 堀委員 すいとびあ江南自体の位置づけが勤労会館という位置づけのもとにその施設をリニューアルする場合は、全額国からの補助金制度があるということを知っておりましたが、その点、認識しておっていただいたかどうか。
- 経済環境部長 それについては、国のほうの補助制度が期間限定ですけど当時あって、江南市のほうもその対象にならないかということで一応申請はいたしましたけれども、要するにすいとびあ江南の経年劣化による改修だけではその対象にならないということで採択がされなかったと、そういった経緯はございます。
- 堀委員 聞くところによると、国の補助金をいただくために、当然、陳情等をされたというふうに思うんですが、過去にそういう実績はあったかなかったか。
- 経済環境部長 一度、内閣府のほうへそういった形で陳情というか、要望と申しますか、行った経緯はございます。
- 堀委員 どなたが陳情、要望等に行かれましたか。
- 経済環境部長 副市長と私が参りました。
- 堀委員 その莫大な金額は合計で1億何千万円というふうに聞いたんです

けれども、1億3,000万円以上かな、聞いたんですけれども、やはりこういう施設は全国にありまして、全国からそういう要望等、陳情等が殺到しておるわけですね。

その中で、江南市にぜひともその補助金を当てはめていただきたいというように行かれたと思うんですが、まことに残念ながら却下されたような状況ですね、国のほうからは。

それで、回答がゼロであったというふうに聞き及んでおりますが、これは間違いはないですか。

○経済環境部長 そのとおりでございます。

○堀委員 まことに残念なことです。

それで、私が一応そういう点を関係等に調べていただいたところ、しっかりと手続を踏み、その要望等もある程度の手法をもって、例えば地元の国会議員とか衆参両議院議員とか、そういう方々にお知恵を拝借してでもこれを進めれば多分全額いただけたであろうというような話も聞きました。まことに残念ながら、これがいただけなかったということは非常に残念に思うわけです。

今後、こういう国等の補助金等を申請・要望する場合は、やはりある程度いろんなところのレクチャーを受け、相談を受けてこれを進めていただければこの莫大な金額を一般会計から出さなくてもよかったのではないかなというふうに思うわけですから、今後ぜひこの江南市の財政状況を考えますとその点しっかりと進めていただきたい、かように思います。これも要望ですけれどね。

それでもって、すいとぴあ江南が赤字だから閉鎖するとか、これはいかなものかというふうに思います。そういういただけるものはしっかりいただいて、それで経営努力をして、黒字にならなくても必要経費だけ稼げるような形の経営方法をすればすいとぴあ江南も閉鎖しなくともいいんじゃないかというふうに思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○経済環境部長 しっかりとそれは検討させていただきます。

それから、あと先ほど掛布委員からお話があった大きな金額の回収がという話があったんですけど、もともとすいとぴあ江南につきましては経年劣化

が進んでいまして、いろいろと大規模な改修が修繕計画の中で計画をしておいたわけですが、現在、その江南市の公共施設の再配置計画の中で譲渡廃止という方針が出されて検討がされているということなんですけれども、そういった中で今年度から第4期の指定管理期間に入りまして、やはりこの5年間については利用客がありますので、そういった方に御迷惑がかからないようなものについてはきちんと改修をやっていくと。

ただ、将来に向かってリニューアルだとかそういったものについては一旦その検討結果を待つということ、いろんな整理をしてやった結果が今回の決算、ことしの予算というふうに改修を上げさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

○片山委員　すいとぴあ江南のことに関しましては、先ほどいついつと話されましたけれども、私も最近になって廃止するよとどこからともなく聞いた感じで、できれば私は何度も言っていますけれども、人口をふやしていくという、江南の魅力をというのをうたいたい人間だもんですから、できればすいとぴあ江南を残したいという気持ちが非常に強いです。

それには、ただ新聞で出た記事だといかにも廃止するという形になっちゃっているんですけれども、それに対して収益向上に向けての対策とかって今されていますかね。もう、皆さんも廃止に向かってあとは延命処置的などという状況ではないですかね。

あその場所は、伸ばせると思ったら伸ばせる場所だと思いますけどね。何か、対策があれば。

○経済環境部長　このすいとぴあ江南につきましては、今お話にありましたが、実はこの経緯ですけれども、平成28年3月に策定をされた江南市公共施設等総合管理計画の中では特に具体的ではありませんが、今後、やはり財源の問題があってその公共施設の保有量を縮減していこうと、約14%縮減するという目標が掲げられました。それを受けて平成30年3月に策定をされた公共施設の再配置計画の中ではその具体的な取り組みを個別施設ごとにまとめたものになりますけれども、その中ではこのすいとぴあ江南については要するに適正化方策というのが打ち出されまして、現在の方針ですけれども、

令和5年度までの第4期の指定管理期間終了後、令和6年度に譲渡廃止というのが方針として打ち出されまして、現在はそれに向けた検討が行われているという状況であります。

先般の本会議で総務部長が答弁された内容は、新聞記事は閉鎖と書いてありますけれども、そうではなくて、今申し上げたような形で検討をしていくということになっておりますので、方針としては譲渡廃止ということを出されておりますが、現在はその内容について検討中という状況でありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○片山委員 検討という形で、この売り上げを上げるための検討ももちろんされているということだと思いますよ。

○商工観光課長 今回、決算でございますので、昨年度やった実績ということで申し上げますと、昨年6月からでございますけれども、愛知県の後期高齢者医療広域連合の保養所としまして協定を締結しまして、1月からは江南市のふるさと納税の宿泊券の提供など、新規のお客様の掘り起こしをしております。

大きなところとしてはその2点でございます。

○片山委員 わかりました。

できれば、江南市に本当に宿泊施設が今はそこしかないんで、ビジネスホテルとか来てくれると本当にありがたいですけれども、何とかその頑張ってる売り上げを上げるようにみんなで努力して知恵を出し合って頑張っていきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○鈴木委員 一言だけ。実は今廃止に向けて、縮減に向けてというのが基本方針だということを今伺って聞いておったんだけど、要するに、じゃあ私はこのことについては聞くつもりはないけど、存続に向けてのまた何らかの格好で残すという方法での案というものは何か考えていらっしゃいますか。

今は、活性化をして利用度を上げてということなんだけど、それは言うならその場のしのごいと言ったら叱られるけど、5年間、要するに負担を軽減させるための方策であって、5年以降継続させていく方途という考え方というのは今あるんですか。

○経済環境部長　　まず、この5年間、今回継続になりましたけど、新たな指定管理者が当然引き受けてやっていただける中では当然採算の問題もありますけれど、提案の中でもいろいろな努力をして稼働率を上げていくというようなことはいただいていますので、それはそれで組んでいただいています。

ただ、それ以降の話については、現在、その公共施設再配置の所管は今行政経営課のほうでやっておりますので、私どものほうも先ほど申し上げた内容での話、それ以降、政策会議の中でも3回ほど検討がありましたけど、まだ現在検討中ということで、とりあえずこの再配置計画で打ち出されました方針までは、私どものほうはすいとぴあ江南運営委員会というのがありますのでその中で報告をさせていただいて、以降の今後の取り組みについては今現在その所管であります行政経営課のほうで進めておりますので、そちらの検討結果が出されましたら、それに対してまた私どもは施設の管理担当としては対応していくという今は形になっておりますので、よろしく願いいたします。

○鈴木委員　　本当に現場と決定するところが違うという、相矛盾していますので、その部分のところも、一応、今公共施設の再配置の中での行政経営課が仕切って、こうなさい、ああしなさいという上意下達型で現場はそれに従うと、そういう何かすごく矛盾を感じるし、全く議員もその立場なんですよ。もう決定ありき。確かに、話を聞くとさもありなんだけれども、それは本当に市民も含めて、議員も含めたコンセンサスなのかということをしかりと。

これはこの部だけの話じゃないんですけれども、本当にそれは正しく納得のいける価値判断が出れば私もいろんな方途も含めて、また小杵町の堀委員も見えますけれども、地元がらみも含めて、一番肝心なのは市民がどう思ってみえるかということをしかりとリサーチしてもらいたい。このように考えておりますので、ここでどうのこうのという結論は出ないと思いますので、その分だけ一つの視点というか考え方をひとつまた尊重願えればと思っておるところでございますので、よろしく願いしたいと思います。以上です。

○堀委員　　この委員会のほとんどの方はすいとぴあ江南を存続させるに希望を持ってみえる方が多いと思います。そういうことも含めて、上のほうにし

っかりと伝えていただきたいと。

委員会自体がすいとぴあ江南を存続させたほうがいいんじゃないかという意見のほうが私は多いというふうに今感じておりますので、ひとつその点も含めてしっかりと伝えていただきたいというふうに思います。

それと同時に、存続させるにはどうしたらいいか、こういうことも検討していただきたい。どういう手法を持ったら存続させることができるやろうと、これもいろいろ意見を聞きながら進めていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、この辺で暫時休憩いたします。

午前11時46分 休 憩

午後 1 時08分 開 議

○委員長 定刻より少し早いですが、皆様おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

○都市整備部長兼危機管理監 貴重な時間をいただきまして申しわけございません。

午前中、議案第80号、補正予算の土木課の審査の中で、道路側溝・舗装等整備事業の園児等の移動経路における交通安全対策箇所についてお配りをいたしました。少し場所が見にくいということと、交差点名等がわかりづらいということの御意見をいただきましたので、差しかえをお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、先ほどお配りした図面には10カ所お示しをしております。そのうち1カ所は予算化しておりませんでしたので、今回予算化したところだけについてお示しをいたしますので、よろしく願いいたします。

〔資料配付〕

○委員長 それでは、続いて議案第84号、農政課について審査したいと思います。

当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

○農政課長 農政課所管の決算につきまして御説明させていただきます。

最初に歳入でございます。

64、65ページをお願いいたします。

64、65ページの下段の12款2項4目農林水産業手数料、1節農業手数料で
ございます。

次に、74、75ページをお願いいたします。

74、75ページの上段の14款2項4目農林水産業費県補助金、1節農業費補
助金でございます。

次に、1枚はねていただきまして、76、77ページをお願いいたします。

上段の14款3項4目農林水産業費委託金、1節農業費委託金でございます。
また、下段にあります14款4項3目農林水産業費交付金、1節農業費交付金
でございます。

次に、82、83ページをお願いいたします。

82、83ページ中段の19款4項1目農林水産業費受託事業収入、1節農業費
受託事業収入でございます。

はねていただきまして、84、85ページをお願いいたします。

19款5項2目雑入、11節雑入のうち、農政課の所管につきましては、備考
欄の中央にございますコピー等実費徴収金を初めとして2項目でございます。

次に、88、89ページをお願いいたします。

88、89ページ最下段から90、91ページの最上段にございます20款1項3目
農林水産業債、1節農業債でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

236、237ページをお願いいたします。

236、237ページ中段から244、245ページ中段にかけて、6款1項1目
農業費でございます。

以上が農政課の決算でございます。補足説明はございません。どうぞよろ
しくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　決算書の239ページの上のほうなんですけれども、この農林水
産業費として、負担金、補助及び交付金の不用額が大変大きい額、約923万

円不用額が出ちゃっているわけなんですけど、これはどういうことで、こんなに不用額が出てしまっているんでしょうか。

○農政課長 負担金の不用額は、主な要因としましては、担い手育成支援事業のほうが、予算が1,200万円に対して決算が700万円ということで、500万円の不用金が出ております。これは、8人掛ける150万円で1,200万円だったんですけれども、そのうちその交付金を受けたのが6人ございまして、そのうち1人が、就農開始がおくれて半額の75万円、もう一人の方が1年間150万円受ける予定でいましたけれども、出産の関係で2カ月分だけの25万円ということで、4人掛ける150万円と、25万円と75万円の700万円ということで不用額が出ました。

あと、もう一つは農地中間管理事業推進事業で、1,400万円に対しまして21万5,500円というのがございます。これはリタイアした人が、農地を貸してもいいという方がいまして、それを借り受けたというそのマッチングが非常に少なかったということで不用額が出ました。以上でございます。

○委員長 ほかに御質問はございませんか。

○鈴木委員 ページ数で239ページです。

特に担い手育成支援事業も含めての話なんですけど、実は、この主要施策の成果報告書の168ページとも関連する事業かと思えますものですから、ちょっとポイントがずれていけば恐縮なんですけれども、実は耕作放棄地、それから今土地のマッチングということも言われましたけれども、そうしたことも含めて、この中で認定農業者というのが168ページの中にも記されておるんですけれども、この付近の実態ですね。それから、担い手への農地の利用集積、ちょっとこの付近について、傘マーク、晴れマークになっておりますけど、ちょっとその付近の状況をもう少し、下に書いてあるというものをちょっとお教え願いたいんですが。

○農政課長 認定農業者制度というのが、認定されてから5年後に更新ということがございまして、たまたま平成30年度にはたくさんの認定農業者の更新がございまして、一気に、高齢化で農業をやめたいという方がお見えになりまして、減少したという状況でございます。

○鈴木委員 そうすると、これを見る限り随分減ってしまったと。これだと

本当に随分減ってしまったことになるんですけど、そういうことも含めて、あいた土地をスムーズにどなたかが借りていただければ、それなりにまた空き農地というんですか、耕作放棄地を未然に防げるわけなんですけれど、そういったことについての取り組みとしては、市としてはどこまで、実績も含めて、少しこの表では読み取れませんもんですから、ちょっと教えてほしいんですが。

- 農政課長　　担い手農業者数をふやすような取り組みとして、昨年ですけれども、農業振興アクションプランというものを策定しました。その中で、認定農業者をふやす取り組みとして今年度から実施しております、最初にまず農業教室の開催など、農業に携わっていない人を対象に、まず農業に取り組んでもらうということが一つ。あと、新規農業者の支援として、農地の借地の調整だとか、技術支援などを行って、安定的に農業が経営できることを図ったりするようにしております。

また、あと新たに農業法人の育成ということで、江南市は土質もいいですし、農業基盤も整っております。そういった強みを生かして、新たな農業法人というものを誘致したいと、していきたいというふうに考えております。ですので、ことしからそういった取り組みをしておりますので、実績としてはこれから出てくるもんですから、まだちょっとわかりませんので、よろしくをお願いします。

- 鈴木委員　　今伺いまして、一定の取り組みはされているとはいうものの、まだまだこれからだなあというところが正直なところですけども、具体的に、本当にますますこの認定農業者数が減っていくような傾向は否めないと思うところなんですよね。ですから、そういったことも含めて、事前にそうなってしまってからではなしに、予想される、要するに意向調査じゃありませんけれど、さっきマッチングということも言われましたけれども、事前に、早目に事業承継じゃありませんけれども、既にこれぐらいの土地があと二、三年のうちに手放すというか、耕作しないという認定農業者の方を、もう既に今やられているとは思いますが、もう少し踏み込んだ格好で、どこが一番リードをとるのか、JAがやるのか農政課がやるのかわかりませんが、速やかにそういったことが、スムーズに対策がとれるような方法をお

願いたいと考えているんですが、そういった点はどうなんですか。

○農政課長　　そういったものは、JAとまた連携して、いろんな対策をこれからもどんどん取り組んでいきたいと思っております。ですので、先ほども申し上げたとおり、アクションプランにもそういった取り組み方法がたくさん載っていますので、それを実施に向けて頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○鈴木委員　　じゃあ、今後ともまたよろしく願いたいと思っております。以上です。ありがとう。

○掛布委員　　決算書の239ページの先ほど聞いていただいた新規就農・経営継承総合支援事業費補助金なんですけど、8人の予定が6人に減って、部分的にもらった人もいてということで不用額が出たということなんですけど、これは一応国の制度を、県を通じて江南市が補助金を受けてやっていると思うんですけども、そもそも国のほうがこれを、もう何か制度を放り投げようとしているというか、これから新しく新規就農を申し込もうとする人に、この制度が適用されなくなるんじゃないかというのを聞いたんですけど、その見通しというのはどうなんでしょうか。

○農政課長　　今年度から、国の人材投資資金について20億円の削減をされまして、そのしわ寄せが全国にありまして、愛知県でも当然ありまして、愛知県では、令和元年度の新規就農者についてはその交付金は充てないと。継続する人だけを充てるということを打ち出しておりました。

そんな中で、江南市では今年度4人の新規就農者が新たに受けたいという方がお見えになりまして、今回その国の方向性をお話ししましたら、そのうち1人は、江南市では農業をやれないということで抜けまして、3人の方は、厳しいところではございますけど、農業に今従事しているところでございます。

私どもとしては、今後やっぱりこの交付金というのはすごい重要なことでありますので、今度11月11日に開催の県・市懇談会、こちらのほうに、この農業次世代人材投資事業の予算措置について要望していきたいということで、とにかく国と県に対して、この資金について今後も要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いします。

- 委員長　ほかに御質問ありませんか。
- 掛布委員　ちょっとわからないことで、いつも同じようなことを質問してしまうんですけど、決算書の245ページの中ほどに、江南市土地改良区支援事業ということで、経常経費等補助事業と江南市土地改良区農業用施設維持管理補助事業ということで3,300万円。何かこの3,300万円というのは、いつも定額なような気がするんですけど、この経常経費等補助事業と維持管理補助事業の定額な支出というのは、土地改良区に対してどういう予算立てでこういう支出になっちゃっているんでしょうか。
- 農政課長　まず経常費でございますけれども、経常費というのは、職員がパート職員、嘱託職員がいます。その賃金だとか、あと研修の交通費だとか、あと嘱託員の厚生年金、健康保険料、あと理事会等がございますので、その理事の報酬費、車のガソリン代、あと土地改良区のさまざまな協議会の負担金等、ここら辺が経常費として上げております。

もう一つの3,300万円の土地改良区の施設維持管理補助事業につきましては、江南市土地改良区の農業施設が、一番大きなのが畑かんというのがあります。その畑かんの維持管理に、この維持管理補助事業を充てております。以上です。

- 掛布委員　そうしますと、江南市土地改良区としてそれぞれこれに充てている予算、経費というのがあって、足らず前を江南市が補っているというものでもない……。維持管理、経常経費というのは、全額江南市が土地改良区の経常経費を出しているという、畑かんのほうは定額を補っているといった位置づけなんでしょうか。
- 農政課長　経常費の中には、当然畑かんの賦課金というのもありますし、農地転用をしていけば、転用決済金という精算金というものも徴収しております。そちらのほうを充てて、足りないものを市のほうからお願いしているという状況でございます。
- 委員長　ほかに御質問はございませんか。

いいですか。

[挙手する者なし]

- 委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて環境課について審査を

行います。

当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

○環境課長　それでは、環境課所管の決算につきまして御説明をさせていただきます。

最初に、歳入でございます。

決算書の60ページ、61ページをお願いいたします。

中段の12款1項3目衛生使用料、1節清掃使用料でございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。

中段の12款2項3目衛生手数料、2節清掃手数料でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

中段の13款4項3目衛生費交付金、2節清掃費交付金でございます。

次に、74、75ページをお願いいたします。

上段の14款2項3目衛生費県補助金、1節保健衛生費補助金のうち、備考欄の環境課分と、その下の2節清掃費補助金でございます。

はねていただきまして、76、77ページの上段、14款3項3目衛生費委託金、1節保健衛生費委託金でございます。

同じページの下段、14款4項2目衛生費交付金、1節保健衛生費交付金でございます。

次に、84、85ページをお願いいたします。

上段の19款5項2目雑入、7節可燃ごみ指定袋売捌代金でございます。

同じページの中段、11節雑入、備考欄のうち中段の環境課分でございます。

以上が歳入でございます。

続きまして、歳出でございます。

220ページ、221ページの中段、4款1項2目環境保全費で、次のページの222、223ページの下段まででございます。

そして、同じページの下段、4款2項1目清掃費で、234、235ページの中段まででございます。

大きくはねていただきまして、368、369ページをお願いいたします。

最上段の11款1項6目清掃施設災害復旧費でございます。

以上が歳出でございます。補足説明はございません。よろしく願いいた

します。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○堀委員　緑のカーテンはこれでよかったかな、221ページ。

緑のカーテン、現在どのような状況で進めていますかね。

○環境課長　環境課としましては、地球温暖化の実行計画の中で、各公共施設に対して、緑のカーテンを実施していただくようお願いをしているという状況でございます。本庁につきましては総務課のほうで実施をしていただいて、各保育園でありますとか、保健センターであるとか、出先の公共施設において御協力をいただいて、それぞれ実施をいただいていると。そのほかには、市民向けとしまして、緑のカーテンのチャレンジセットを用意しまして、それを5月の第1週ぐらいのときに配っております。

○堀委員　推進事業をやってみえるんでしょう、講師を頼んで。これは、謝礼はしてみえるんですか。

○環境課長　講師については、前飛保町の青新種苗に講師をお願いして、1日5,000円をお願いをしております。

○堀委員　青新種苗が講師か。成果はどうか、効果は。

○環境課長　緑のカーテンチャレンジセットというのは、セットの内容としましては、プランター、培養土、それから堆肥、それから種としまして、ミニトマト、ゴーヤ、アサガオを配っております。その配る前に、どうやったら上手に緑のカーテンが実施できるかというのを青新種苗に説明をいただいて、説明をいただいた方から順次チャレンジセットを配っているという内容です。

○堀委員　ぜひ、これは非常にいいことだ。それから、保育園なんかでもやってみえるでしょう。今でもコンクールをやってみえるんですか。

○環境課長　コンクールは、県のほうで実施しておるものに……。

○堀委員　市内のやつは。

○環境課長　市内のやつは、チャレンジセットを配った方に実績報告書を出していただくようになっていまして、写真と一緒に出していただきますので、その中でいいものについては、環境フェスタで、パネルの中で展示をしてお

ります。

○堀委員 前は、実は私自分で植えておったんだわね。花壇全部、耕運機を持ってきて耕して、小さい耕運機で耕して、ゴーヤなんかも自分で苗を買ってきて、自分で入れてやっておったんだわね。今は、結局全部業者がやってみえるけど、だね。

○環境課長 本庁舎の管理については総務課ですけど、前市長のときは御自分でやられていたんですけど、今は、先ほどの講師の青新種苗のほうがお手伝いいただいて、肥料をやって、耕して、そこに植えているという状況だと思います。

○堀委員 わかりました。

特に、庁舎の南側の3階まで琉球アサガオをずうっとやって、あれは前の生活産業部長が一生懸命やってみえたね。向こうの般若町のほうから苗を持ってきて入れて、あれも実は今、下だけだね、やってみえるのは。あれも上までやると非常にいいと思うんですが、後の管理が、非常に後片づけが大変だということでやめたらしいけれども、やっぱりそういうことは努力してやらないと、なかなかうまくはいかんと思います。今後検討していただきますように要望です。

○環境課長 本庁舎の管理については総務課でやっておりますので、そのような意見があったことを伝えてまいります。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 決算書の221ページの下のほうに、温暖化防止事業で住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金というのがあるんですけど、これは前の太陽光パネルへの補助金も含めて、何かさらに発展して、電気自動車の充電システムに対する補助だとか、家庭用燃料電池システム（エネファーム）への補助だとか、そういった新規事業として取り組まれたものなんですけど、これの実績というのはどうだったんでしょうか。

○環境課長 家庭用燃料電池システムと電気自動車の充電システムは、県の補助金で新たにメニューが平成30年度から加わったので、それに合わせて市も追加のメニューとして加えました。件数については、家庭用燃料電池システムは29件、電気自動車等充電システムは1件でございました。

- 委員長　　よろしいですか。
- 掛布委員　　そういった新規事業に対してどうだったかという、どこかに記載とかしていただかないと、報告書とか。何か全然わからないなあという。成果報告書の38ページの下の方には、新たに追加したという成果と課題というのがあるだけで、追加してどうだったかというの何もないので、何件あって、それで不用額が大分出ていると思うんですけど、予算に対して交付した補助金が少なかったと思うんですけど、これはどういうことだったかなというのをお聞きしたいです。
- 環境課長　　個別に申し上げますと、補助金の中には5つのメニューがありまして、パネル本体は予算額175件に対して117件。それから、定置用リチウムイオン蓄電システムは予算が35件に対して50件。それから家庭用エネルギー管理システム、俗に言うHEMSというやつですけども、これは予算が50件に対して決算が45件。先ほどのエネファーム（家庭用燃料電池システム）については、予算が35件に対して29件。電気自動車等充給電システムについては予算5件に対して1件ということで、総体的に不用額が出たということでございます。
- 委員長　　ほかに質疑はございませんか。
- 片山委員　　歳出の231ページの一番下のところに、一般廃棄物最終処分場維持運営事業として3,216万何がしがあるんですけども、その内訳に、ごみ選別等委託料として1,924万5,600円が計上されていますけれども、ごみの最終処分場なのに、ごみ選別というのはどういった作業になりますか。
- 環境課長　　最終処分場に運ばれてくるごみを破砕機で破砕して、それを埋め立てるという流れですけども、破砕機にかける前に、委託業者は松山建設ですけども、その作業員の方が破砕機にかけられるかどうかを前で手作業で分別して、分けておるといった内容です。
- 片山委員　　最終処分場のときに手作業で分けるという形。その委託料、これ「等」とは書いてない、「等」と書いてあるか。それと、またほかにもあるということですね、1,924万円の中には。
- 環境課長　　最終処分場の施設の草刈りであるとか、埋め立てる作業であるとか、そういったもの全てを含んでおると。選別については先ほど申し上げ

たとおりです。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○片山委員　もう一件いいですか。

235ページの、ちょっと1ページめくっていただいて、ごみ処理施設建設事業等基金管理事業として2億円が積み立てられておりますけれども、この2億円は、目標値は幾らまで積み立てる予定なのかというのと、それからいつまで積み立てるのか。

〔「財源」と呼ぶ者あり〕

○片山委員　財源も含めて。

○環境課長　2億円の内訳といたしましては、新ごみ処理施設が1億6,000万円、それから江南丹羽の工場棟の解体工事に対しては4,000万円という内容です。

新ごみ処理施設については、本体工事費が238億7,000万円というのが今最新の数字ですので、その238億7,000万円のうちの一般財源、これが13億8,000万円のうちの半分で、目標は7億円を積み立てるという目標でございます。それを、1億6,000万円を7億円には足りませんが、4年間かかって、平成34年度までの本体工事が始まる前の年、平成30年度、31年度、32年度、33年度の4年間で、1億6,000万円の4年、6億4,000万円を積み立てるといふものでございます。

江南丹羽の工場棟の解体工事については、新ごみ処理施設が稼働する平成37年度の前の年まで、平成37年度に新ごみが稼働するので、平成37年度に江南丹羽が解体すると想定しまして、その解体工事費が9億円というふうに江南丹羽の全協で発表がされております。その9億円のうちの一般財源が、江南市分が2億8,000万円なので、2億8,000万円を平成30年度から平成36年度までの7年間で積み立てますので、各年度4,000万円を平成30年度から平成36年度まで積み立てるといふ内容でございます。

○片山委員　それができるまでの間にいろいろと積み立てるといふ形ですね。僕、とりあえずはこれで大丈夫です。

○堀委員　追加でちょっとお聞きしますが、今238億円、今現在の予想金額が。

○環境課長　　これは、組合のほうで最新の本体工事費というのは、P F I 等導入可能性調査で掲載がされております238億7,000万円というのが本体工事費でございます。

○堀委員　　5年後までその金額で行けるの、4年後まで。その数字で。わからんでしょうが。

○環境課長　　P F I 等導入可能性調査については、平成30年3月につくられたものでありますので、平成34年度から工事が始まりますけれども……。

○堀委員　　始まる予定だわ。

○環境課長　　始まる予定ですけれども、そのときにはもう少し上がっていることが想定をされますが、幾らかというのはちょっとわかりません。

○堀委員　　まず下がることはない。上がるのに、予想としてはね。

と同時に江南丹羽のほうも解体という、こちらは稼働と同時に解体するということを言われたんだけど、それは多分ないと思う。3年、5年ぐらいはそのままの状況を保って、いざというときにはそちらがまた稼働できるような形にすると思われるから、そここのところの当局の予想も、今、片山委員の質問の中で、確定のような印象を受けるんですが、その点はいかがですか。

○環境課長　　江南丹羽の9億円については、組合の全協のほうで発表されたものであって、基金の算定の基礎資料としては平成37年度を想定しておりますけれども、実際には委員言われるように、ずれ込む可能性があります、基金を算定する上での算定数値としては、この数字を使ったということでございます。

○堀委員　　これも水ものでありまして、恐らく安くなる可能性はなし、多分高くなるであろうということも想定して進めていただきたいというふうに思います。これも要望です。

○掛布委員　　今の成果報告書の77ページに記載があって、その中の数字であれっと思ったところが、環境美化センターの解体事業分、「解体工事費約9億円（うち一般財源34億2,000万円）」と書いてあるんですけど、これは何か間違っているんですね。

○環境課長　　書き方がちょっと誤解があるかもしれませんが、9億円という

のは組合の解体工事費全体で、9億円のうちの江南市分の一般財源は5億4,000万円と。

○掛布委員 括弧の34億2,000万円は。

○環境課長 ちょっと確認して、後で御説明します。

○掛布委員 成果報告書の42ページに、ごみの減量に取り組んで、特に事業所への訪問活動で、事業系可燃ごみを減らすことができましたということで晴れマークがついていたり、リサイクル率は減ってきているわけですが、市民1人当たりの家庭系可燃ごみが、少しずつですが、1人当たり減らしてきていけるということはあるんですが、いつも清掃概要という物すごく詳しい1年のまとめですね、それがいつも決算が終わった後に配っていただけて、今のところ手元にあるのが平成29年度分しかなく、平成30年度決算を審議するのに、平成30年度分が、決算審議が終わった途端に配られるんですね、大体いつも。もうちょっと頑張ってください、成果報告書が、内容がないという批判があちこちから出ているものですから、じゃあ、環境課としては、こんな1年のまとめ、概要がありますというふうに同時に出していただけると、もうちょっと内容がある決算審議ができるんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

○環境課長 現時点ではほぼ完成はしておりますけど、もう少しチェック等があるので、今回はそのようにしますが、来年度以降についてはもう少し早く配れるように頑張りたいと思います。

○鈴木委員 まず1点、2点ほど聞きたいです。

リサイクルステーション運営事業、これは既に周知のごとく、ずうっとやられておられるということですが、今、和田町のほうでずうっとやられていて、推移としては順調に推移しているかなあとということで、直近の利用者数、推移、あと議会の中でも今まで要望もあったんですけど、ほかでやると。これ今、市役所の横でもパッカーみたいなのを置いてやってみえるけど、あれも一つの方向性を示すものなのかということを含めて、位置づけも含めて、今後の新たなリサイクルステーションの設置についてどのように進めていくお考えかということを含めて、利用推移も含めてちょっと教えてください。

○環境課長　平成29年6月からリサイクルステーションは始めておりました、平成29年6月から平成30年3月までと、平成30年6月から平成31年3月までを比べますと、約1.5倍の利用率ということでございます。平成30年度トータルでは4万5,597人、1位は古北小校下、2位は古東小校下、3位は古南小校下という状況でございます。1.5倍の伸び率があるので、たくさんの方に御利用いただいているということだと思います。

ほかに、新たにリサイクルステーションをとということでございますけれども、現在のリサイクルステーションでは、容量が、皆さんに来ていただいても、もう少し集められるキャパがございますので、その辺もありますし、公共施設の再配置の計画もありまして、こういう施設については、新しくつくることは難しいという状況もありますけれども、市民の要望もいろいろ聞いていますので、その辺は検討してまいりたいというふうに思います。

○鈴木委員　今伺ったとおりですけど、エリア的なことを含めて、それなりに非常に市民の方は喜ばれて、うれしいということと言われるんですけども、特に1.5倍になったということも含めてですが、それはただ、今再配置も含めていかなものかということと言われましたけれども、実は市役所に、さっき言ったんですが、ああいったものを置いているのは全てではないんですけど、既に民間でもやってみえるというものの、少し民間でも受け入れられないものをちょっとプラスして、支所だとか、あるいはそういうところに工夫はできないものかね。要するに、そういうことも含めてね。要するに、リサイクルステーションの支店みたいなやつやね。

○環境課長　資源ごみの回収ボックスについては、今、委員言われたように、支所にも置いておりました、本庁舎と布袋支所と、すいとびあ江南の駐車場に3カ所に置いてあります。ほかにもということでございますけれども、まだなかなかボックスが満杯になっているような状況ではないので、その辺の様子も見ながら検討していきたいと思います。

○鈴木委員　特に包装容器だとか、そういったものを含めて、今正直言って江南市の場合、地域的にも、民間が本当にお金になる資源ごみについては引く手あまたでウエルカムということでやっておられるんですわ。一番困っていらっしゃるのは、そういうところに出し切れないようなものを含めてやる

と、一層相乗効果が、今ある施設も相乗効果が出てくるんじゃないかという気がしたもんですから、そんなことを今聞いたわけです。

それからもう一点、粗大ごみ戸別収集運搬事業について、ちょっと確認で、これは1,904万8,536円というふうにあるんですが、ちょっとこの推移、これ、委託料で全て業者のほうに委託しているんですが、電話受け付け、それから処理手数料収納、戸別収集、これは推移としてはどんな感じになっているんですか、今、戸別収集。恐らく60センチ以上のものについては、基本的に郵便局かどこかで買って、張って、電話を3日前ぐらいにするのかな。そういう流れだと思うんですけど、何件ぐらい昨年度でいうとあったのか、また利用状況はどうなのか、ちょっと聞かせてくれますか、参考までに。

○環境課長 粗大ごみの処理券の枚数で申し上げますと、平成28年度が7,454枚、平成29年度が8,249枚、平成30年度は9,282枚と、すごい増加率でございます。

○鈴木委員 今聞きまして、いい意味で定着はしてきているのかなあという気がしますので、その付近を含めて、少しまた改めて質問したいと思うんですけども、このことについていろんな御意見もございますので、きょうはどれぐらいの利用推移がしているのか、はっきり言って減っているのかなあと思っておったんですけど、結構順調に推移しているということで、その中で特筆する一番多く出されているものは何ですか。

○環境課長 内容についてはちょっとわかりませんが、多いものは、感じとしては家具ですね。

○鈴木委員 一度、またきょうはいいですので、一遍その付近の粗大ごみとして、今9,000枚ぐらいあると言われましたけど、どういったものが今粗大ごみとして排出されているのかということをお調べ願いたいと思います。きょうはこのくらいでとどめておきますので、以上です。ありがとう。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて都市整備部都市計画課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課長 都市計画課の所管しております決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

60ページ、61ページをお願いいたします。

60ページ、61ページ上段の12款1項2目2節児童福祉使用料は、備考欄、都市計画課分でございます。

その下、最下段の12款1項5目3節都市計画使用料は、62ページ、63ページ上段にかけて、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、66ページ、67ページ上段の12款2項5目2節都市計画手数料でございます。

ページをはねていただきまして、68ページ、69ページ中段の13款2項3目1節都市計画費補助金でございます。

ページをはねていただきまして、70ページ、71ページ中段の13款4項4目4節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、76ページ、77ページ最下段の14款4項4目1節都市計画費交付金でございます。

ページをはねていただきまして、78ページ、79ページ最上段の14款4項5目1節市町村委譲事務交付金でございます。

その下、中段の15款1項2目1節利子及び配当金は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、80ページ、81ページ中段の17款2項1目1節基金繰入金は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、84ページ、85ページ最下段の19款5項2目11節雑入は、備考欄、都市計画課分でございます。

ページをはねていただきまして、90ページ、91ページ上段の20款1項4目2節都市計画債でございます。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

ページをはねていただきまして、206ページ、207ページをお願いいたします。

206、207ページ、上段の3款2項4目児童遊園費でございます。

ページをはねていただきまして、262ページ、263ページをお願いいたします。

最上段の 8 款 4 項 1 目市街地整備費は、272ページ、273ページ中段までで
ございます。

その下、8 款 4 項 2 目公園緑地費は、276、277ページ中段まででございま
す。

ページをはねていただきまして、366ページ、367ページをお願いいたしま
す。

366ページ、367ページ、下段の11款 1 項 4 目児童福祉施設災害復旧費のう
ち、災害復旧事業（児童遊園費）の35万4,000円でございます。

ページをはねていただきまして、368ページ、369ページをお願いいたしま
す。

上段の11款 1 項 9 目都市計画施設災害復旧費でございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほど、よろしく願いをいたし
ます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○片山委員　267ページの上のいこまいC A R のことに関してなんですけれ
ども、このいこまいC A R 運行事業の賃金で、臨時職員の賃金とあるんです
けれども、これって、臨時職員というのはどういう方のことをいうんですか。

○都市計画課長　この賃金につきましては、パート職員を2人雇用しており
まして、いこまいC A R の運行記録、報告がタクシー事業者のほうからある
んですけれども、その集計をしております。

○片山委員　その2名の方は、市役所内という形になりますか。

○都市計画課長　そのとおりでございます。

○片山委員　専任という形ですね。わかりました。

○委員長　ほかに御質問はございますか。

○掛布委員　同じ決算書の267ページの公共交通維持確保事業なんですけれ
ども、これは平成30年度当初は、いわゆる定期的に地域公共交通会議は年間
2回はやるよということと、あとは地域主体でコミュニティバスの取り組み
などをしていた場合に、地域に対して相談できるアドバイザーの方を派遣す
るよといった予算も組まれていたはずなんですけれども、その部分が、地域

公共交通会議は1回しかやらなかったよ、アドバイザーは何もなかったよということで減額になってしまっているわけなんですけれども、ちょっとこれでは成績が悪いなあ。特に地域で動きがなかったの、アドバイザーも派遣するまでもなかったということだと思えるんですけど、地域公共交通会議については、少なくとも年1回というんじゃなくて、年に数回はやっていただきたいなあと思うんですけど、どうでしょうか。

○都市計画課長 地域公共交通会議につきましては、予算上2回ということで計上させていただいておりましたが、議題的には、去年は1回で終わったということをごさいます、予備的な部分もあるんですけども、地域公共交通会議の中で、1回の中で決議ができない場合とかも含めまして、もう一回分は予備として想定しております。

○委員長 ほかに御質疑はございませんか。

○掛布委員 決算書の265ページの布袋駅付近鉄道高架化整備事業の19節負担金、補助及び交付金の3億7,100万円ですが、いわゆる鉄道高架の完了が2年延びたことによって、江南市の負担がたしか8億円ふえるよということになったと思うんですけども、そのふえるよという8億円分が、この鉄道高架化事業負担金の増額ということで含まれてきていると思うんですけども、それはこの平成30年度については含まれていない、どういうふうにその8億円をこれから江南市は請求され、払っていくことになるのか、教えてください。

○都市計画課統括幹 2年間延びましたことにつきまして、その2年間を主に足りない分を割り振って、今計画しております。延びた期間に対して、そこにお金もそこに割り振って計画……、その分を延びた期間に対して、お金もそこに充てるように計画していました。

○掛布委員 その下の布袋駅エスカレーター維持管理事業ということで、もともと平成30年度に犬山線の犬山方面向きのエスカレーターの設置事業費も入っていたと思うんですけど、それが減額になっていて、同時にエスカレーターの維持管理負担金も半分になるわけなので、減額されているんですけど、半分以上に減っていて、思ったほどかかっているなあというか、それでも約213万円も取られているわけなので、高いなあとは思いますが、

当初これぐらいは要るかなというよりは、少ない実績として上がっているということでもいいのでしょうか。これはどういうふうに、電気代が幾らかかったからということで、名鉄側から請求があったのを払っているということでしょうか。

○都市計画課統括幹　まず、当初の予算から大きく減っておりますのは、この請求があったのが、設置してから、エスカレーターというのが業者の責任で1年間維持管理をするという期間がございましたので、設置してから1年間ということで、平成29年6月から平成30年5月までの1年間は、設置した業者のほうで毎月の維持管理を業者の責任で行うということで少なくなっていたというのと、あと、その予算段階では、見積もりとして予算を上げていた維持管理費でしたけれども、実際お金を支払ったというのは、名鉄が名鉄犬山線を、全体的にエスカレーター等を維持管理する契約の中に布袋駅の契約も入れてもらって、その布袋駅の契約が予定よりも少なくおさまっていたということで金額が下がっているものでございます。

あと、電気使用料に関しましては、毎月の電気のメーターを、シートを名鉄が確認して、あとお金の支払いがあります半年に1回、そのメーターの読みも確認してお金の支払いを行っております。

○委員長　ほかに質疑ございますか。

○堀委員　2年おくれたと言ってみえたでしょう。その原因は何、2年おくれた。

○都市計画課統括幹　2年おくれたというのが、まず布袋地域の地質の特徴であります地下水の関係で、地盤の改良を行わなければいけないという工事を行う工期が予定よりもふえまして、おかれております。

○堀委員　そもそも論ですけれども、あれだけの鉄道高架の支柱等を立てるときに、周りを全部地質調査しておるわけでしょう。地下水も全部。それが、途中で地下水が出たなんて、こんなことは考えられんのだわね。これは名鉄からの要望かな、どこからのあれ、建築会社か。

○都市計画課統括幹　名鉄と、最終的には愛知県と江南市が3者で協議して、対策を考えさせていただきました。

○堀委員　あれだけの大きなものを建てる場合は、周りを相当広い範囲にわ

たって地質調査するわけでしょう、専門的な。

○都市計画課統括幹 地質調査とか、地下水の調査を行っております。

○堀委員 やっておるわけでしょう。突然水が出てきたわけ。

○都市計画課統括幹 ある程度というのか、地下水も予定の中には入っておりますして、この工法でできるのではないかということでまず進めてみたんですけれども、想定を上回る地下水の対応として、何が適切かということ判断させていただいたわけでございます。

○堀委員 そんなことを初めからわからんわけがない。一番初めの建設予定の段階で、調査関係で地質を全部調査しておるわけですわ。それで、途中から水が出てきたで地盤がどうのこうのという話は、こんなことはおかしいと私は思います。

そういう点も、しっかり指摘するところは指摘しないかんと思うよ、江南市としてしっかりと精査して。相手方の言うことを、はい、そうですかとうのみにするようなことでは、やっぱりよろしくないというふうに思います。

一つの例を言いますけど、例えば市道に踏切をつくるとするでしょう。あれ、全額江南市が負担しないかんわね、市道の踏切をつくる場合は。全額そうでしょう。あれ、名鉄は一銭も出しませんよ、踏切をつくる場合は。例えば1億円かかるということで、名鉄が江南市に対して請求してくるわけですわ。それで、名鉄は業者に8,000万円で落とすんだよ、これが現実だというふうに私は聞いております。

そういうことも含めて、一応考慮してやらないと、名鉄の思うままになる可能性があるから、今の地質調査に関してもそうですが、しっかりと別の業者にも聞いて、担当に、そういう専門の建築会社にも聞いてやらないと、まるっきり言いなりでは、これでは非常に財政状況が厳しい江南市がまた余分に払わなならんという状況になる可能性があるから、きちっとこれも提言として言っておきます。以上です。

○都市計画課統括幹 ただいま御指摘いただきましたものを十分に肝に銘じまして、まさに愛知県の知識のある職員の方にもいろいろ聞いて進めさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○堀委員 よろしく。

- 委員長　ほかに質疑はございませんか。
- 掛布委員　成果報告書の90ページのところに、新ごみ処理施設西側エリア整備事業ということで、測量と嘱託登記委託料が載っている、それはいいにしまして、決算はこうだったということなんですけれども、その取り組みの事業内容ということで、たしか新年度、平成30年度に予算をつけたときは、真ん中と東側と同じ時期に測量していくと効率がいいので、あわせて測量しますといった意味の事業というふうに認識して、そういった説明しかなかったと思うんですけれども、何かこの記載、事業概要を見ると、新ごみ処理施設西側エリアの公共公益施設を整備すると書いてあって、ええっ、こんなふうに断定的に言っているのかなあと。速やかに用地取得業務に入れるように測量成果の整理を行う必要があると言い切っているわけですけど、そんなこといつ決めたのかなあと。まだ何も決まっていますよね。成果報告書が何か跳びはねているような気がするんですけど。
- 都市計画課長　取り組みにおける課題の中で、事業計画の決定後、速やかに用地取得業務に入れるようというふうに書いてございますけれども、確かに事業内容等は今検討段階ということでございますけれども、やっぱりそもそも北浦地区に関しては一括買い上げするという中で、ほぼ同時期に用地取得ができればということが多分あったと思うんですけれども、実際問題、測量だけは中央エリアと東側エリアと同時期にやって、用地取得の時期はずれますけれども、その測量を今回やった成果が、今後の用地取得に当然生かせるわけでございますので、この部分はそういった意味で書いてあります。
- 都市整備部長兼危機管理監　今、事業内容のところの公共公益施設についてというお話でよろしかったでしょうか。
- やっぱり市が買うということは、いわゆる公園でも、箱物にしても、いわゆる公共公益施設というふうに取り扱っておりますので、こういった広範囲での定義だということで、こういった記載になっております。
- 掛布委員　ちょっとまだ本当にやるかどうかというのはこれからの話なので、何か公共公益施設を整備する目的がまだ達成できていないみたいになかなか読み取れないので、ちょっと跳びはねて書き過ぎだなあと思ったので、そうやって指摘をさせてもらいました。誤解を招くと思います。

それで、現時点では嘱託登記の委託もしているので、用地取得に、もし、そこに何かをつくるというような構想なりができれば、取得に入れるような準備は、この地権者に対しては幾らで払っていけるとかいう準備はできているということなんですか。

○都市計画課長　今回のこの測量においては、面積と土地の境界の確認をしていただいただけでございますので、価格等につきましては、今後事業内容を決定して、土地鑑定等を行って、土地のそういった売買価格につきましては決定していくものと考えております。

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続いて土木課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○土木課長　土木課所管の決算について説明させていただきます。

初めに歳入について御説明申し上げますので、決算書の60ページ、61ページをお願いいたします。

下段の12款1項5目土木使用料のうち、1節道路橋りょう使用料、及びそのすぐ下でございます2節河川使用料でございます。

ページをめくっていただきまして、64、65ページの最下段でございます12款2項5目土木手数料のうち、1節土木管理手数料の土木課分である証明手数料でございます。

少しページをめくっていただきまして、70、71ページの中段でございます。

13款4項4目土木費交付金のうち、2節道路橋りょう費交付金でございます。

少しページをめくっていただきまして、78、79ページの下段でございます15款2項1目不動産売払収入のうち、2節土地売払収入の土木課分である廃水路敷地売払収入でございます。

少しページをめくっていただきまして、84、85ページをお願いいたします。

最下段の19款5項2目雑入のうち、11節雑入の土木課分でございますコピー等実費徴収金及び歩道橋ネーミングライセンス料でございます。

少しページをめくっていただきまして、90、91ページの上段でございます20款1項4目土木債のうち1節道路橋りょう債でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、250、251ページをお願いいたします。

中段の8款1項1目の道路管理費でございますが、ページをめくっていただきまして、252、253ページ中段にかけて掲げてございます。

ページをめくっていただきまして、254、255ページをお願いいたします。

下段の8款2項1目道路橋りょう費であります。ページをめくっていただきまして、258、259ページの上段にかけて掲げてございます。

ページをめくっていただきまして、368、369ページの上段にございます11款1項7目道路橋りょう施設災害復旧費のうち、14節使用料及び賃借料でございます。

また、主要施策の成果報告書の58ページから61ページ、91ページから92ページにかけて掲げてございます。補足説明はございません。どうぞ御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　成果報告書の92ページの道路・橋梁の点検、歩道橋の点検のところですけど、決算書でいくと、257ページの下の方に、道路施設長寿命化事業ということで歩道橋点検委託料というのがあるんです。その中に歩道橋1橋、点検をして健全だったというのがあります。決算では599万7,042円ですね。この歩道橋点検委託というの、例の江森・前野歩道橋というあれですね。名鉄をまたぐ跨線橋からすぐ東側にある、県から江南市がもらった江森・前野歩道橋という、それができたばかりなのに、たしか予算では1,200万円近くかけて点検をしなければいけないということで、何でそんなむちゃくちゃな点検委託料が要るんだということが多分予算のときに問題になったと思います。これを見ると、1,200万円の予算だったんだけど、決算では599万円に減っているわけなんですけれども、結果的にどんな点検をされて、こんなに金額が減っているというのはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○土木課長　不用額が生じたということの内容につきましては、歩道橋跨線部の点検方法を一部枠組み足場からロープアクセスという方法、歩道橋から

点検士がロープでつり下がって、杵を足場にしてやるのではなくて、ロープでつり下がった状態で点検する手法、こういう方法に変更しまして、夜間の点検日数を2日から1日に変更したようなことから減額になってございます。

○掛布委員　　以前のときは、なぜそんな1,200万円もするかというと、鉄道の軌道上を点検業者が列車みたいなものを走らせながらでない、鉄道をまたぐ歩道橋なので、点検ができないから、すごいお金がかかるんだよということだったんですけど、結局そんなことはしなくてもよかったということなんでしょうか。

○土木課長　　結果的にはそういうことになりますが、軌道上を列車を走らせるということの今の内容ではなくて、杵を組んで、その杵の上から、目視によって歩道橋を点検するというのが従来の方法だったかと思われま。

○委員長　　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　質疑も尽きたようでありますので、ここで暫時休憩します。

午後2時25分　　休　憩

午後2時40分　　開　議

○委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境課長　　先ほど、掛布委員から御指摘のありました江南丹羽環境管理組合の工場棟解体事業分の財源でございますが、解体工事費約9億円で、今現状は「（うち一般財源34億2,000万円）」とありますが、正しくは「（すべて一般財源）」というふうに訂正をさせていただきます。申しわけございませんでした。

○掛布委員　　それは何ページでしたか。

○環境課長　　成果報告書77ページです。よろしく申し上げます。

○委員長　　それでは、続いて建築課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○建築課長　　建築課の所管しております一般会計歳入歳出決算について御説明申し上げます。

初めに、歳入から御説明申し上げます。

決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

62ページ、63ページ上段の12款1項5目4節住宅使用料でございます。

はねていただきまして、64ページ、65ページ最下段の12款2項5目1節土木管理手数料でございます。

はねていただきまして、70ページ、71ページ中段の13款4項4目1節土木管理費交付金でございます。

はねていただきまして、74ページ、75ページ中段の14款2項5目1節土木管理費補助金でございます。

はねていただきまして、76ページ、77ページ中段の14款3項6目1節建築指導費委託金でございます。

はねていただきまして、86ページ、87ページ最上段の19款5項2目11節雑入は、備考欄、建築課分でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げます。

252ページ、253ページ、中段の8款1項2目建築指導費は、254ページ、255ページ下段まででございます。

少し飛びまして、278ページ、279ページ上段の8款5項1目住宅費でございます。

大きくはねていただきまして、368ページ、369ページ中段の11款1項10目住宅施設災害復旧費でございます。

以上でございます。補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　成果報告書の62ページの下ところに、民間での建築確認割合が、目標99%に対して実績値99.4%ということで、ほとんど建築確認申請を民間に出されていて、江南市役所としてはどうかかわり方になっているのか、ちょっと教えてください。

○建築課長　民間割合でございますが、まず建築確認といたしましては、民間のほうに556件、江南市のほうといたしましては3件の建築確認申請がございました。

まず民間のほうなんですけれども、これは確認の技術審査ということで、

建築確認を実際に確認する行為、また検査等を行っております。市といたしましては、特定行政庁になっておりますので、その関係で、民間のほうからはその確認を審査した案件の建築計画概要書というものが送られてきます。その中に審査項目も一緒に添付されておりました、そういった審査事項を行政のほうで確認して、不適切なところがあれば指導なり行うということでございます。また、こういった物件の違反とか、そういった行為があった場合の是正につきましては、市のほうが担当することになっております。

- 掛布委員　　もう一点なんですけれども、その下のほうに、耐震診断の実施済棟数ということで、以前から耐震診断はやっていただいても、その後の耐震改修が、費用がかかり過ぎてなかなか進んでいないということで、どう進んでいたかと、これまででしたら、実績が一覧表なり、グラフになって、現時点での到達は、これだけ検査はしたけれども、耐震改修はこれだけしか進んでいないというのがわかったんですけど、今回それがぱったりと消えてしまって、どうなっているかというのがわからないんですね。

ちょっとそれをちゃんと教えてほしいのと、もう一つ、決算書の255ページの中ほどのところに、今の民間木造住宅耐震補強事業の負担金、補助及び交付金ということで、木造住宅の耐震改修費に対する補助金が980万円支出されているんですけども、このいわゆる普通の耐震改修の補助だったり、段階的に基準をクリアするようなのか、1部屋だけシェルターをつくるのかがあって、平成30年度からは新しいメニューということで、解体撤去するのに対しても、たしか20万円限度で、空き家じゃなくて、耐震性能をととても満たさないで解体してしまうと。その撤去にもたしか20万円限度で、10棟分予算がついていたと思うんですけど、それは一体どういう結果だったのかというのも教えてほしいです。

- 建築課長　　まず、昨年度までは耐震診断、耐震改修の経緯というのが成果報告書のほうで記載されておりました。これについては、市の内部的なあれなんですけど、戦略プロジェクトのほうから一般の事業のほうに変わりましたので、その関係で、こちらのほうには特にピックアップされないような形になって、かわりにブロック塀の補助の関係が記載されておるといような状況になっております。

ちなみに昨年度の耐震診断、平成30年度の実施状況でございますけれども、41件を実施しております。これ平成15年度から実施しております、累計では2,648件になっております。この要耐震診断棟数というのがございまして、その数字は、当初耐震改修促進計画をつくったときにはじいておる数字なんですけれども、この時点が1万2,090棟の中で累計2,648棟ということで、21.9%の実施率というふうに、昨年度のデータですとそういった形になります。

耐震改修につきましては、平成30年度は10件ということなんですが、これは、耐震改修のフルの補助が9件と段階的な補助が1件で、合わせて10件ということになっております。こちらは累計で申しますと、こちら平成15年度からで302件。こちら同計画のほうからいきますと、3,830棟を実施するような目標がございまして、その中で実際には302件ということで、進捗率でいきますと7.9%というような状況になっております。

あと、解体の補助ですけれども、こちらは平成30年4月から実施ということで、予算のほうでは10件見ておりました。実施件数としては1件でございます。ただ、初年度ということもありまして、今年度につきましては、8月末現在で今8件というような申請をいただいておりますので、そんな状況でございます。

○掛布委員 解体補助というのは、もっと受け入れられて伸びるかと思ったんですけど、平成30年度がたった1件しか振るわず、今年度も8件というのは消費税の関係なんでしょうか。

○建築課長 まず初年度につきましては、やはり浸透する時間がかかったというのと、この対象になるのが、耐震診断を受けた結果、一定の基準以下のものが対象になってきます。そういうことから、耐震診断を受けていない方は解体補助の対象になりませんので、前年度までに実施していないと一応対象とならないというような仕組みで行っておりますので、そういったこともあるのかと。それと、多少消費税の駆け込み需要もあるのではないかなあと、今年度につきましては思っております。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○堀委員 成果報告書の耐震診断、今、話をしてみえましたが、目標が

2,700件で2,648件か。あと52件足らん。あと52件で目標達成。52件ですが、これはどうしてこういう数字になったかなあ。

○建築課長 2,648件に対して2,700件が目標ということで、52件達していないという状況でございます。これは、この目標に向けて耐震診断のほうは十分PRしたつもりではおるんですけれども、なかなか申し込みのほうが確保できなかったということで、このような結果となっております。よろしくお願ひします。

○堀委員 これもやっぱりPR不足じゃないかなあというふうに思います。東南海地震、南海地震がいつ起きてもおかしくない状況の中で、特に地震の場合、台風なんかはまだいいんですが、地震の場合は、一旦襲われると、ああいう震度7とか、阪神・淡路級の地震に襲われると、復旧というのが1カ月、2カ月かかりますから、そうなるともた大変なことになる。水道も含めてですけどね。ですから、そういうことも、将来のことも、起こり得る災害等を考えて、しっかりと耐震なんかはやっていただくようにもっとPRを、地震が近くに来ますよというようなことでやっていただくといいと思いますけどね。これも提言です。

○建築課長 今年度以降もしっかりとPRのほうに努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○堀委員 予算もしっかりもらうように頑張ってください。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

○片山委員 成果報告書の64ページなんですけれども、市営住宅の件なんですけど、今目標100%で実績も100%という形なんですけど、先日の一般質問のときに、鈴木議員の一般質問の回答に、4月時点では94.1%という形で記憶しておるんですけれども、これは100%は間違いはないですか。

○建築課長 ここでいいます市営住宅の入居割合というのは、どうしても入退去の間で一定の期間、空き室を改修するための時間とかが発生しますので、どうしても一定時期には空室ができます。鈴木議員の一般質問で答弁した数字につきましては、その時点での数字ということで御答弁させていただいたということで、この100%につきましては、一時的に空きはありますけれども、長期間空きになっている部屋というのは現在ございませんので、

100%の入居割合というふうに掲載させていただいております。

○片山委員 あいている部屋というのは、改修とかをしている部屋ということですね。わかりました。以上で結構です。

○委員長 ほかに質疑はよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて防災安全課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○防災安全課長兼防災センター所長 それでは、防災安全課が所管する決算につきまして説明させていただきます。

最初に、歳入でございます。

58、59ページをお願いいたします。

58、59ページ中段の12款1項1目1節総務管理使用料のうち、備考欄の防災安全課、防災センター目的外使用料（職員組合）分でございます。

少しはねていただきまして、70、71ページをお願いいたします。

70、71ページ上段の13款4項1目1節総務管理費交付金で、備考欄の防災安全課、社会資本整備総合交付金（道路事業）でございます。

はねていただきまして、72、73ページをお願いいたします。

中段の14款2項1目1節総務管理費補助金のうち、備考欄の防災安全課、元気な愛知の市町村づくり補助金と南海トラフ地震等対策事業費補助金でございます。

少しはねていただきまして、78、79ページをお願いいたします。

78、79ページ中段の15款1項1目2節使用料及び賃借料のうち、備考欄の防災安全課、防災センター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

少しはねていただきまして、86、87ページをお願いいたします。

86、87ページ上段の19款5項2目11節雑入のうち、備考欄の防災安全課、放置自転車等売却代、放置自転車等返還金、及び平成30年7月豪雨被災地職員派遣経費交付金でございます。

はねていただきまして、88、89ページをお願いいたします。

下段の20款1項1目1節総務管理債で、備考欄の防災安全課、全国瞬時警

報システム更新事業債でございます。

次に、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、126、127ページをお願いいたします。

126、127ページ中段の2款1項7目防災安全費、備考欄の人件費等から、少しはねていただきまして136、137ページの上段の備考欄の防犯灯補助事業まででございます。

大きくはねていただきまして、210、211ページをお願いいたします。

210、211ページ上段の3款4項2目災害救助費、備考欄の災害救助事業でございます。

その下の3款4項3目被災地支援費、備考欄の被災地支援事業でございます。

また、大きくはねていただきまして、366、367ページをお願いいたします。

366、367ページ中段の11款1項2目総務施設災害復旧費、備考欄の災害復旧事業でございます。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○堀委員　今、千葉県の方ですごい災害が起きて、現在非常に行政等も大変困ってみえるという状況の中で、ああいうような例えば大地震等が起きたときに、停電はする、水道はとまる、それでまず一番の通信手段、現在火災が発生するとメールに入りますね。ところが、現在の千葉県の状況だと、スマホとか携帯が一切使えない、充電しても使えない。何か電波を発信するところが……。

〔「もとがない」と呼ぶ者あり〕

○堀委員　もとが、電気が行っておらんもんだから。そういうようなことも想定したやっぱり災害対策というものを立てていかないと、大変なことになるというふうに思うわけですね。

病院とか、とにかくテレビの報道を見ると非常に悲惨な状況でありますね。特に通信手段、固定電話がある家はいいけど、スマホで全部通じるといった

ら大間違い。全然通じなくなるのが普通ですからね。スマホの充電に、市役所へ行って行列しておるんだもんな、今現在。あんなことがあって、普通の人が、一般の人がわからんわけです。だから、災害が起きたときは、こういう状況になる可能性が高いですよということも市民に知らしめるように、PRの一つですが、やっていただくようにぜひ進めていただきたい。これも要望です。

それにかわる通信手段として、多分外のスピーカーも役に立たんようになる可能性があるもんだから、そうすると例えば車のカーラジオとか、そういうものが使えるもんですから、FMとか。そういうようなことも、通信手段として考えられるような体制を整えていただけるといいと思いますので、ぜひしっかりと協議をしていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 要望としてでよろしいでしょうか。

ほかに質疑はございませんか。

○鈴木委員 今、本当に災害対応ということで、本当に要望ということもありますけど、災害になったときの、特に江南市の場合、身近なところで浸水、土砂崩れはありませんので、中でやっぱり最近多いのは土のう、これは土木関係なのか河川関係なのか、わかりませんが、市民の方が、特に台風が近づいたときに、不安だからということで自主的に行きたいという。これは何かこの前、説明があったこともあるんだけど、土木課が走るのか、それとも防災安全課か、ちょっとその付近のことを教えてください。

○防災安全課長兼防災センター所長 土のうに関しては、防災安全課でやっております。要望があれば、基本的にはとりに来ていただきたいんですが、とりに来られんという場合は、市のほうが希望者に配っております。ただ、1年につき40個までという限定で配っております。

○鈴木委員 一定のそういう対応をしてください。

少し行き違いがあったかもしれませんが、市民の方が行ったときに、ちょっとその付近の土のうをどこにとりにいったらいいかということも含めて、対応を、要するに、何か出し渋られたというようなことを聞いたもんだから、そんなことはないよね。

○防災安全課長兼防災センター所長 要希望者には全て配っております。さ

つき言った上限の数がありますけれど、その上限内であれば全て配っております。

○鈴木委員 基本的には、御自身でとりに来てもらうということやね。

○防災安全課長兼防災センター所長 基本的には、とりに来ていただくというのが基本でございます。

○鈴木委員 わかりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて水道部下水道課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 下水道課所管の一般会計に係る決算について説明させていただきます。

初めに、歳入について御説明いたします。

恐れ入りますが、決算書の70ページ、71ページをお願いいたします。

最上段の13款3項3目土木費委託金、1節河川費委託金は鹿子島及び神明排水ひ管操作委託金でございます。

その下、中段の13款4項4目土木費交付金のうち、3節河川費交付金は社会資本整備総合交付金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

中段の14款3項6目土木費委託金のうち、2節河川費委託金は青木川調節池などの操作委託金でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

258ページ、259ページをお願いいたします。

8款3項1目河川費は、次の260ページ、261ページにかけて掲げております。

次に、278ページ、279ページ中段をお願いいたします。

8款6項1目下水道費は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

次に、368ページ、369ページをお願いいたします。

上から3段目、11款1項8目河川施設災害復旧費でございます。

以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　成果報告書の66ページなんですけど、一般質問に際してデータはいただいたので、それについてはもう加えて言うことはないんですけども、この成果報告書は、これまでの雨水貯留浸透施設設置費補助金申請累計件数ということで累計の値になっているので、年度年度でどうなんだ、平成30年度はどうだったのかということがわからないようになってしまっている実績値なので、やはり書くんだったら、これまでのように、ちゃんと年度年度の動向がわかるような書き方にしないとまずいのではないかと思います。どうでしょうか。

○水道部下水道課長　昨年度のほうの年度年度の申請件数、戸数ですね。設置件数というふうに掲げておりましたが、今年度より累計というような形をとらせていただいております。掛布委員の御指摘のほうにつきましては、また来年度以降の成果報告書のほうに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長　ほかに御質問はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時09分　休　憩

午後3時09分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号を挙手により採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　ありがとうございます。

挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

**議案第86号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
認定について**

○委員長 続いて、議案第86号 平成30年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○水道部下水道課長 それでは、平成30年度江南市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

歳入につきましては、決算書の388ページ、389ページ上段の分担金及び負担金から390ページ、391ページ下段の市債まででございます。

歳出につきましては、392ページ、393ページの上段の総務費から398ページ、399ページの下段の公債費まででございます。

はねていただきまして、400ページには、実質収支に関する調書でございます。

以上となります。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長 それでは、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 成果報告書の106ページにある下水道施設の修繕、10件ということなんですけれども、まだまだ江南市の下水道というのは整備を始めて間がない、新しい管だと思っていたんですけれども、これ10件ということはどういった内容で生じた修繕なんでしょうか。

○水道部下水道課長 済みません、ちょっと細かい内訳はわかりかねますが、こちらのほうの修繕件数につきましては10件でございます、この中で他工事における、特に県道とか、市道とかでマンホールが設置してあるんですけれども、そちらのほうは、舗装の修繕に合わせて高さ調整が必要な場合が時々生じるという件数が6件ほどございます。

あとは、舗装のマンホール周りとか、そういったところとか、管のほうで

舗装のほうがちよっと傷んでしましまして、沈下が起きたということでの舗装修繕が3件ほどございます。

あとは、下水道管の油とか、そういったものが特に多い飲食店とか、そういったところで、上流からの流入が余り見込めないところにつきましての閉塞されたということの除去作業が1件という内訳となっております。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員　下水道が急激に広がっているわけですがけれども、成果報告書の97ページに下水道の受益者負担金、反対側には下水道使用料ということであるわけなんですけれども、受益者負担金について、大体今広がっているのは、一軒一軒のおうちの敷地面積が広いようなところに結構広がってきていると思うんですけれども、そうなってくると、受益者負担金の額がかなりのお宅も出てきていて、受益者負担金の徴収の仕方というのはどんなふうに行われているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○水道部下水道課長　受益者負担金につきましては、供用開始年度の前年度には、供用開始説明会という形で市民の方にはお知らせをしておる状況でございます。また、その年度につきましては、4月早々に、受益者負担金の申告先に関する個々の受益者負担金の納付者に対して、納付先についての文書を発送しております。その後、7月上旬にかけまして、額を確定した金額を受益者負担者に対しまして発送しておるという状況です。7月末までにお納めいただいた方につきましては、報奨金としまして5%割引した受益者負担金のほうを支払っていただいておりますが、分割納付という形になりますと、3年で4回という形の12回の分割払いというふうで納付を促しておるような状況でございます。

○委員長　ほかに質疑はございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時16分　休　憩

午後3時16分　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第86号を採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第87号 平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について

○委員長 続いて、議案第87号 平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○都市計画課統括幹 令和元年議案第87号 平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について説明させていただきます。

それでは、決算書及び附属資料の401ページをお願いいたします。

平成30年度尾張都市計画事業江南布袋南部土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算事項別明細書でございます。

ページはねていただきまして、402ページ、403ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款使用料及び手数料から最下段の5款諸収入まででございます。

続きまして、歳出でございます。

ページはねていただきまして、404ページ、405ページをお願いいたします。

1款総務費でございます。

ページはねていただきまして、406ページ、407ページ上段の2款土地区画整理事業費でございます。

ページはねていただきまして、408ページは実質収支に関する調書でございます。

以上、補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

す。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○掛布委員　全体の決算額の中のほとんど大半が人件費であって、そこでやっている事業というのは本当にわずかしかないと思うんですけども、こういった状態をこの先も続けていくということでもいいのでしょうか。

○都市計画課統括幹　委員御指摘のように、去年なんかは定例的な換地の図書の修正をやっておるわけですが、ことし及び来年に向けましては、鉄道高架の事業が完成に向けて進んでおります。それに向けまして、側道として利用しておりました区画整理の区域内の道路が整備していかなきゃいけないということで、それに向けましての区画整理の事業計画の変更というのが必要ではないかということで今考えております。そういうのも、来年度予算計上に向けて今検討しておるところでございます。

○掛布委員　当初の計画よりも、鉄道高架が2年おくれて、こちらの区画整理事業の終了もさらに2年おくれて、何年度終了になるのでしょうか。

○都市計画課統括幹　延長になる前が、令和元年度が鉄道が終わって、その3年後に区画整理が終わる予定で事務を考えたんですけども、その令和元年度の鉄道高架の完了が2年おくれて令和3年度ですので、令和3年度から3年後を区画整理事業の完了年度として今進めておるところでございます。

○掛布委員　そうしますと、成果報告書の83ページに、布袋南部土地区画整理事業の進捗状況ということで全体事業が83億円、これまでの累積事業額が80億1,800万円ですよね、これ。進捗が96.6%ということですけども、じゃあ、事業計画の変更を来年度予定していて、今後事業、いわゆる側道とか、区画整理事業の中にある公園の整備だったりとか、布袋本町通線の反対側の区画整理事業の中に入っている部分の整備とか、そういったものはいつから始めていくということなんでしょうか。

○都市計画課統括幹　まず、布袋本町通線のいわゆる区画整理の区域の中の道路の整備につきましては、去年度、いわゆる植栽工事ということで予算を認めていただきまして、完了することができました。

あと、細かいところで、先ほどの側道として使っている10メートルの道路、あと特殊道路として整備している道路等がございます。あと、大きなものとしまして、目には見えないんですけども、換地処分とか、そういう事務的な業務が残っておりますので、その残りの予算の中で今後事業を進めてまいりたいと考えております。

○掛布委員 残りの事業の中でということは、その83億円に対して今まで80億1,800万円、その残りの金額で、今言われた側道であるとか、公園とか、そういったものはできるんですか。

○都市計画課統括幹 今お尋ねの公園に関しましては、区画整理の区域の中にはありますけれども、概略というのか、簡易な整備のみで、本格的な整備は公園緑地グループのほうで整備を、一般会計のほうで整備してまいります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時 23 分 休 憩

午後 3 時 23 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

議案第90号 平成30年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定 について

○委員長 続いて、議案第90号 平成30年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 議案第90号について御説明申し上げますので、議案書の257ページをお願いいたします。

議案第90号 平成30年度江南市水道事業会計利益の処分及び決算認定について御説明させていただきます。

別冊の平成30年度愛知県江南市水道事業会計決算書及び事業報告書の3ページをお願いいたします。

平成30年度愛知県江南市水道事業決算報告書でございます。

はねていただきまして、4ページ、5ページの平成30年度江南市水道事業決算報告書から、少しはねていただきまして、14ページから17ページの平成30年度江南市水道事業貸借対照表まででございます。

なお、12ページには平成30年度江南市水道事業剰余金処分計算書（案）を掲げておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、19ページをお願いいたします。

平成30年度愛知県江南市水道事業報告書でございます。

はねていただきまして、20ページの1. 概況から、少しはねていただきまして、40ページから59ページの5. 附帯事項まででございます。

補足説明はございません。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 掛布委員 49ページの収益的収入及び支出明細書の一番上段近くにあります資産減耗費の4,546万2,837円と、ちょっと大きな金額が上がっているんですけども、固定資産除却費、これはどういったことで生じたものなんでしょうか。

- 水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 こちらのほうの除却費につきましては、比較的新しい管が除却されたということで金額が上がっております。

それともう一つ、下水道事業のほうの整備区域が大きかったものですから、その関係で布設がえ等もたくさん工事をした関係で、除却のほうが多くなっております。

○掛布委員 比較的新しい管を除却したということなんですけど、布設してから何年ぐらいのものを取っちゃったというのはわかりませんか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 下水道整備に係りまして布設がえしました配水管につきましては、平成9年ごろから平成21年ぐらいのものが新しいものと把握しております。それ以外にも、古いものも当然除却はしております。

○掛布委員 とにかく下水道が広がったために、水道にぶち当たった件数が多いので、こんなにたくさんになっちゃったよということで理解すればいいですね。

それと、あと監査委員の審査意見書の115ページのところなんですけれども、供給単価と給水原価の年度ごとの、要するに幾らでつくったのを幾らで販売して、どれだけ利益が稼げるかというのを見ると、平成28年度、平成29年度、平成30年度ということで、販売利益が平成28年度は1立方メートル当たり差額が10.8円なんです。平成29年度が6.1円、平成30年度が2.5円の黒字ということで、何か急激に下水道の経営戦略という、厳しくなるよというはあるんですけども、それよりも何か急激に販売利益の利幅、給水原価に対して供給単価の差が縮まっているんですけども、これは主に原因としては何が一番大きく響いているんでしょうか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 こちらのほうの件につきましては、まず有収水量のほうが減ってきておりますので、減ってきたということと、あと固定的にかかる経費は余り変わらないものですから、立方メートル当たりの単価が上がってきております。それともう一つは、大口使用者ですね。逡増度の高いところの方の大口使用者の方の水道使用量のほうが少なくなってきたということが重なって、販売利益のほうが薄くなってきておると考えております。

○委員長 ほかにありませんか。

○掛布委員 何回も申しわけないんですけど、監査委員のむすびという、122ページのところの地下水揚水についてのところで、経営戦略の中では、とにかく地下水、許可揚水量をどんどん縮めていかないと、縮小していかないといけないということで、県水依存率を高めざるを得ないということなん

ですけれども、監査委員の指摘としては、もっと頑張って自己水源、揚水能力の維持、改善に努められたいということで、県水の依存率が高くなっていることを批判的に書いてもらっているわけですが、ちょっと監査委員は水道事業の直面している今の現状をよく御理解しておられないというか、そういうことがよく伝わっていないので、ちょっと監査委員の意見書と水道課の報告書がかなり食い違っている面があるので、今後どうされるか知りませんが、きちんと意思疎通とか、状況の説明とか、されたほうがいいのかと思います。

ついでにもう一個、同じく122ページの監査委員のむすびのところの7行目、8行目のところで、水道事業が最近、経営資本営業利益率というちょっとわからない言葉を使ってあるんですけれども、いわゆる営業収益・営業外収益じゃなくて、給水収益だけ取り上げて営業費用と比べるという言い方をして、営業費用だけ、給水収益が稼げていないから赤字だといった表現を本会議の質疑のときもされましたし、監査委員の指摘も同じようなことを言われていると思うんですけれども、ちょっとこれはおかしいんじゃないかなあと思うんです。営業費用の中には、物すごい額の減価償却費が入っていますよね、営業費用。その減価償却費、費用としては入っているのに、収益としては、給水収益だけと比較するわけだから、当然減価償却費も費用に入れば、費用のほうが多くなるに決まっているので、その減価償却費も含めただけを給水収益でカバーしないといけないと、だから赤字ですとかいう言い方はいかなものかなと思うんですけれども、どうでしょうか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長　今の掛布委員のほうから、減価償却を含めるのがおかしいのではないかという御指摘がありました。こちらにつきましては、そういった仕組みといいますか、損益計算書はこのように計算するというふうになっておりますので、掛布委員がおかしいのではないかとと言われることも、わかることもわかるんですが、示されたとおりにやっておりますので、よろしくをお願いします。

○掛布委員　これで終わりますので、最後なんですけど、いつも最後に指摘するんですけど全然毎年変わってなくて、また今回も同じことを言って、私が理解していないのが悪いのか、ちっとも直してもらえない水道課のほう

がおかしいのか、わからないんですけども、決算書の中の21ページの1.概況のハの財政状況の中の3行目の後半部分からですけど、ちょっと2行目からのを読むと、当年度純利益は7,849万7,860円で、前年度より減少しました。これはしようがないです。事実として純利益が減少していますが、その後なんですけど、なお、過去に資本的支出の財源に充てた負担金等の長期前受金戻入1億3,348万1,280円を除いた収支については5,498万3,420円の損失となりますと書いてあって、いつもちょっとこの書き方っておかしいんじゃないのと言っているんですけど、相変わらず長期前受金戻入を純利益の約7,849万円から差っ引いて、損失ですというふうな言い方をされていて、そんなふうにするのかなあと、ちょっとおかしくないかといつも言っているんですけど、全然直らないので、もうちょっと説明してほしいです。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 確かに、多分去年も御質問、御意見をいただいたような覚えはあります。

長期前受金戻入につきましては、掛布委員もよく御存じのとおり、現金を伴わない費用なものですから、このような書き方をしておりますので、よろしく願いいたします。

○掛布委員 済みません、それでまだ納得できないから、一言言って終わりますが、現金の伴わない収入が前受金戻入だとすると、現金の支出を伴わない支出が減価償却費で、この減価償却費の長期前受金戻入部分とは相殺された結果の純利益が7,849万円なので、相殺した後で、前受金戻入部分だけさらにそこから引いて損失だという言い方は、ちょっとやはりおかしいのではないかなと、済みません、平行線だと思いますので、それだけ言って終わります。

済みません、もう一個。

この中に、消費税の10月から水道料金に掛ける消費税を8%から10%にしますよというのが載っているんですね。これ、直接はこの決算には関係がない、24ページに水道料金の改定前・改定後ということで、これ水道料金に係る8%分を10月1日から10%にするよということが書いてあるんですけども、これも決算の審査の議決にかかわることになるんでしょうか。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 22ページのほう

を見ていただきますと、議会議決事項という議決をいただいた案件を掲載しております。その内容をこちらのほうに書かせていただいております。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 3 時44分 休 憩

午後 3 時44分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号についてお諮りします。

初めに、利益の処分についてを採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、決算認定について採決をいたします。

本案を原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

ここで暫時休憩をいたします。

午後 3 時45分 休 憩

午後 3 時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

行政視察について

○委員長 続きまして、行政視察について議題とします。

資料をタブレット端末に配信しておりますので、ごらんください。

この件につきましては、去る6月の委員会におきまして正・副委員長に一任していただいております、そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

まず日程は、10月16日水曜日から10月18日金曜日までの2泊3日であります。

視察先と調査内容につきましては、10月16日水曜日は千葉県成田市、再生可能エネルギーによる発電事業についてでございます。翌17日木曜日は、埼玉県川越市で環境プラザ「つばさ館」についてを、最終日の18日金曜日は東京都練馬区で空家等への対策についてをそれぞれ調査いたします。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

○掛布委員 済みません、私が言っていたのはちょっとだめになったんですけど、これ、千葉県成田市、香取市って、それこそ台風の被害がすごくひどくて、今大変な状況になっているところじゃないですかね。大丈夫なんですか。確認していないの。

[発言する者あり]

○委員長 ちょっと様子を見てあれですけど、現状はこれで進めさせてもらって、ちょっと様子を見ながらという形になっちゃうんですけど。

[「相手に迷惑をかけるようなことはいかん」と呼ぶ者あり]

○委員長 そうですね。とりあえずは御異議なしでよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○委員長 それでは、よろしく願いいたします。

なお、詳細な資料については、来月中旬までに事務局からお届けしますので、視察当日にはお持ちくださるようお願いいたします。

常任委員会の研修会について

○委員長 続きまして、常任委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては、6月の委員会でも議題とし、御意見や御提案を事務局までお知らせいただくようになっておりましたが、出ておりません。日

程や研修テーマについて、講師や何か適切なテーマがございますでしょうか。

何か適切なテーマと講師がございましたら。

〔「具体的にどういうことをやるの」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　まだノープランなんですけど。

〔「研修会をやるかやらんかということか」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　研修会をまずやるんですけど、建設産業委員会の所管事項に沿って研修をやるということなので、何か適切なテーマがございましたら委員の皆さんで。なければ、こちら正・副委員長のほうで検討しますが。

〔「お任せします」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　正・副委員長に一任とのことですので、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないようでございますので、それでは正・副委員長で協議し、決めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きまして、市民と議会との意見交換会を議題といたします。

この件につきましては、7月10日水曜日に開かれまして議会改革特別委員会において、今年度の開催方法等が協議されておりますので、御報告させていただきます。

日時は、11月10日日曜日午後7時からで、場所は市民文化会館で開催いたします。開催方法は、最初に全体会を15分程度行い、その後、委員会ごとに分かれて分科会を行います。全体会は第1会議室、当委員会の分科会は美術工芸室でございます。

なお、意見交換に当たり、分科会のテーマ及び配付資料について常任委員会で決めることとされておりますので、御協議したいと思っておりますが、またタブレットのほうに昨年度等のテーマを、タブレット端末のほうを見ていただいて、何か御提案、御意見がございましたらお願いいたします。

〔「すいとぴあ江南」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　今、すいとぴあ江南についての意見がございましたが、ほかに何

かございますか。

- 掛布委員 多分、テーマに上げなくても出てきちゃうのが公共交通の問題なので上げておいたほうがいいと思います。
- 田村委員 提案としてのテーマなんですけれども、布袋東保育園からずうっと南に向かっていったどん突きの道路をどうするのかという、やるのかやらないのかとか、皆さんがどう思っているのかというのをやっぱり意見を聞きたいですね。
- 委員長 今、すいとぴあ江南、公共交通、小折岩倉線ですか、今出された案を基本として、正・副委員長で調整して決定していきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議ないというふうになりましたので、正・副委員長のほうで調整し、決めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

なお、決定したテーマについてと、配付資料につきまして後日、御報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

委員の皆様には、当日午後5時30分に集合していただき、会場設営など、後に来場者の受け付けなどを行っていただく予定としておりますので、よろしく願いいたします。

期日が近くなりましたら、役割分担などを含めまして、また改めて御案内させていただきますが、この件につきまして何か御意見ございませんでしょうか。

- 堀委員 初めに、来られる市民の皆様にも初めの御挨拶を当然されると思うんですが、これは議長かな、この部分は。
- 委員長 まず全体会で議長がして。
- 堀委員 そのときの御挨拶の中に、議会は行政機関のチェック機関であって、行政を進める機関ではないということ、市民の意見を行政側に伝える立場ということをはっきり言っておいていかないと、まるで議会が行政を進めておるような錯覚をしてみえる市民の方が多い。ですから、あくまでも我々は、議会は、行政に対して市民の皆さんの意見を伝えるのが仕事だとい

うことを挨拶の中に入れていただけるとありがたいと思います。

○委員長 わかりました。先ほどの御意見のほうも、議長もお見えになって
いますので、議会改革特別委員会のほうに御報告させていただきます。

○鈴木委員 今関連するんだけど、これはいい悪いは別だよ。過去を見ると、
本当に行政の施策を、当局にかわって議員が説明するというようなことが
多々あったわけですよ。それは、その部分も当然必要かと思うんです。既定
のこととか、既に実施されていることは。ただ、今後のことについては、な
かなか言えないことも事実ですので、特に、今回さっきテーマを聞いたんだ
けれども、議員の一個人としては言えるけどというようなあれになっちゃう
んだよ、結局。その部分のところはどうするかということのをちょっと考えて
もらいたいね。でないと、現在市としてはこういうふうを考えておるとい
うような物事しか、議員としても、市民から問われたときに言いようがないと
ころだから。もうちょっとそこを工夫しないと、何だ全然はつきり
せんなあというようなことを市民から言われるかもしれんから。でも、本当
にちょっとその部分だけはお願ひしたいと思います。

○堀委員 議会の本来の役目をね。

○委員長 今、堀委員、鈴木委員から言われた内容を議会改革特別委員会の
ほうに、当委員会としての content として報告させていただきます。

市民と議会との意見交換会については、この程度にさせていただきます。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

私のほうから、御挨拶させていただきます。

本日は、委員の皆様、当局の皆様より慎重な審査をいただき、なお、進捗
にも御協力いただきまして無事終了いたしました。ありがとうございました。
お疲れさまです。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。

午後 4 時 06 分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 中野裕二